

商工建設委員会会議記録

商工建設委員会委員長 白澤 勉

1 日時

令和5年12月7日（木曜日）

午前10時1分開会、午後2時51分散会

（うち休憩 午前10時46分～午前10時48分、午後0時1分～午後1時1分）

2 場所

第4委員会室

3 出席委員

白澤勉委員長、工藤剛副委員長、五日市王委員、郷右近浩委員、軽石義則委員、
神崎浩之委員、高橋穩至委員、中平均委員、田中辰也委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

堀合担当書記、畑中担当書記、藤枝併任書記、大野併任書記、田家併任書記、
千葉併任書記

6 説明のため出席した者

(1) 労働委員会

宮労働委員会事務局長、四戸審査調整課総括課長

(2) 商工労働観光部

岩渕商工労働観光部長、高橋副部長兼商工企画室長、

三河定住推進・雇用労働室長、

十良澤ものづくり自動車産業振興室長、高橋観光・プロモーション室長、

齋藤商工企画室企画課長、小野寺経営支援課総括課長、

畠山産業経済交流課総括課長、

金野産業経済交流課特命参事兼地域産業課長、

駒木定住推進・雇用労働室特命参事兼雇用推進課長、

菅原定住推進・雇用労働室労働課長、海上主幹兼食産業担当課長、

北栃主幹兼国際観光担当課長、木登国内観光担当課長、

川邊中小企業振興担当課長、吉田海外マーケット担当課長

(3) 県土整備部

加藤県土整備部長、小原副部長兼県土整備企画室長、上澤道路担当技監、

大久保河川港湾担当技監、菅原まちづくり担当技監、

高井参事兼建築住宅課総括課長、高橋県土整備企画室企画課長、

岩瀨県土整備企画室用地課長、沖野建設技術振興課総括課長、
小野寺道路建設課総括課長、高瀬道路環境課総括課長、馬場河川課総括課長、
戸来砂防災課総括課長、小野寺都市計画課総括課長、乙部下水環境課総括課長、
君成田港湾空港課総括課長

(4) 企業局

中里企業局長、佐々木次長兼経営総務室長、村上技師長、
伊藤経営総務室経営企画課長、高橋業務課総括課長、白井業務課電気課長

7 一般傍聴者

1人

8 会議に付した事件

(1) 労働委員会関係審査

(議案)

議案第1号 令和5年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

第1条第2項第1表中

歳出 第5款 労働費

第3項 労働委員会費

(2) 商工労働観光部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和5年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

第1条第2項第1表中

歳出 第2款 総務費

第4項 地域振興費中 商工労働観光部関係

第5款 労働費

第1項 労政費

第2項 職業訓練費

第7款 商工費

第11款 災害復旧費

第2項 商工労働観光施設災害復旧費

第3条第3表中

追加中 2

イ 議案第4号 令和5年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算(第2号)

ウ 議案第18号 岩手県産業文化センターの指定管理者を指定することに関し議決
を求めることについて

(3) 県土整備部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和5年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

第1条第2項第1表中

歳出 第8款 土木費

第11款 災害復旧費

第3項 土木施設災害復旧費

第2条第2表中

第11款 災害復旧費

第3条第3表中

追加中 3

イ 議案第19号 県営住宅等の指定管理者を指定することに関し議決を求めること
について

ウ 議案第20号 県営特定公共賃貸住宅等の指定管理者を指定することに関し議決
を求めることについて

9 議事の内容

○白澤勉委員長 ただいまから商工建設委員会を開会いたします。

なお、本日は、企業局関係の議案等の審査はありませんので、企業局職員に対する委員会への出席要求は行っておりませんが、企業局から第2期中期経営計画（素案）の策定について発言を求められております。このため、県土整備部関係の審査終了後、企業局職員を入室させ、発言を許したいと思っておりますので、あらかじめ御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付しております日程により会議を行います。

初めに、労働委員会関係の議案の審査を行います。議案第1号令和5年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費第3項労働委員会費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○四戸審査調整課総括課長 労働委員会関係の補正予算につきまして御説明いたします。

予算に関する説明書によりまして御説明申し上げますので、44ページをごらん願います。第5款労働費、第3項労働委員会費、第2目事務局費につきまして、91万6,000円の増額をしようとするものであります。

補正の理由であります。人事委員会勧告によりまして給与改定に伴いまして、事務局職員の給料等を増額しようとするものであります。

以上で労働委員会関係の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○白澤勉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって労働委員会関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○軽石義則委員 労働委員会が日ごろから労使のいろいろな課題に取り組んでいただいていることに感謝を申し上げます。安心して働ける相談窓口があるのは働く立場からも非常にいいことだと思うのですが、労働力不足によって、海外からの研修生が岩手県内にも最近増加してきていると思うのですが、外国人労働者からの労働委員会に対する相談状況はどのように把握されているのでしょうか。

○四戸審査調整課総括課長 外国人労働者からの相談状況についてでありますけれども、令和2年度から令和4年度の3カ年におきましては、労働件数全体の1,526件中、令和4年度に1件ありました。今年度につきましては、11月末現在で全相談件数48件中2件となっております。

相談内容としては、育児休業を取得しようとしたら解雇するなど解雇や退職に関するものなどの御相談が多くなっております。外国人にも労働関係の法令が適用されるため、日本語での相談が可能な場合は労働委員会事務局の職員が対応しております。

○軽石義則委員 具体的にどの国から来られたかは、個人情報になるのでしょうか。

○四戸審査調整課総括課長 具体的に国の名前はおっしゃっていませんでしたけれども、製造業関係や旅行会社の方でありました。

○軽石義則委員 日本語が堪能な方も多いと思うのですが、母国語でしか訴えられない状況もあると思うのですが、その場合の対応はどのようになるのでしょうか。

○四戸審査調整課総括課長 母国語での対応となりますと、厚生労働省が開設しております13カ国対応の外国人労働者向けの相談ダイヤルや労働条件ホットラインを御案内しております。また、県内では、アイーナのいわて外国人県民相談・支援センターでも対応しており、そういったところに協力を求めることになっております。

○軽石義則委員 関係団体とも連携をとっているということでもありますけれども、労働委員会のみならず各種団体でも相談窓口を開いていると思うのですが、それら関係団体との連携はどのようになっているのでしょうか。

○四戸審査調整課総括課長 母国語等での相談の場合は、アイーナにありますいわて外国人県民相談・支援センターに協力を依頼することになりますし、本県で働く外国人は技能実習生が約半分であり特定技能の方が多くおりますので、相談内容がこれらの制度に関するものである場合は岩手労働局や仙台出入国在留管理局など国の機関とも連携を図りな

がら対応してまいります。

○**軽石義則委員** 相談窓口があることを知っていただくことがやはり大事だと思うのですが、それらも含めて今後どのような取り組みをしようとしているのでしょうか。

○**四戸審査調整課総括課長** 外国人からの労働相談が寄せられているのはここ数年の話で、私どもの労働相談の周知は日本語で行っている部分がほとんどであります。今後広くふえていくことが予定される場所でもありますので、いわて外国人県民相談・支援センターなどにも協力を求めまして、周知の方法について検討してまいりたいと考えております。

○**軽石義則委員** そういう意味では使用する立場でもいろいろ相談があると思いますので、県内労働者のみならず、使用者を含めて広く周知していただくことが大事だと思いますので、引き続き取り組んでいただくことをお願いして終わります。

○**白澤勉委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**白澤勉委員長** なければ、これをもって労働委員会関係の審査を終わります。

労働委員会の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。議案第1号令和5年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第2款総務費及び第5款労働費のうち、それぞれ商工労働観光部関係、第7款商工費、第11款災害復旧費第2項商工労働観光施設災害復旧費、第3条第3表債務負担行為補正中、追加中2、議案第4号令和5年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第2号）及び議案第18号岩手産業文化センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、以上3件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**高橋副部長兼商工企画室長** 議案第1号令和5年度岩手県一般会計補正予算（第4号）のうち、商工労働観光部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その1）の8ページをごらん願います。当部関係の歳出予算補正は、2款総務費、4項地域振興費のうち80万1,000円の増額、9ページに参りまして、5款労働費のうち3項労働委員会費を除いた2,790万2,000円の増額、7款商工費の1,800万7,000円の増額、11ページに飛びまして11款災害復旧費、2項商工労働観光施設災害復旧費の41万9,000円の増額の合わせまして4,712万9,000円の増額であります。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。以下、金額の読み上げは省略し、主な内容のみ説明させていただきますので、御了承願います。

予算に関する説明書の24ページをごらん願います。2款総務費、4項地域振興費、1目地域振興総務費の右側説明欄の管理運営費は、人事委員会勧告に基づく職員給与改定により年間の所要額の調整を行おうとするものであり、以下同様の事由により人件費の所要額について、42ページの5款労働費、1項労政費の1目労政総務費及び4目雇用促進費、

43 ページの 2 項職業訓練費の 1 目職業訓練総務費から 2 目職業訓練校費、56 ページの 7 款商工費、1 項商工業費の 1 目商工業総務費から 3 目企業立地対策費、57 ページの 2 項観光費の 1 目観光総務費、75 ページの 11 款災害復旧費、2 項商工労働観光施設災害復旧費の 1 目商工観光施設災害復旧費に補正予算を計上しているものであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。議案（その 1）の 13 ページをごらん願います。第 3 表債務負担行為補正の追加のうち当部関係のものは、事項欄に指定管理者による岩手産業文化センター管理運営業務であり、岩手産業文化センターの管理運営業務が翌年度以降にわたることから、期間及び限度額を定めて債務を負担しようとするものであります。以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、特別会計について御説明申し上げます。議案（その 1）の 20 ページをごらん願います。20 ページから 22 ページにかけては、議案第 4 号令和 5 年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第 2 号）であります。人事委員会勧告に基づく職員給与改定により年間の所要額の調整を行おうとするものであり、歳入歳出それぞれ 11 万 6,000 円を増額し、補正後の予算の総額を 10 億 220 万 9,000 円とするものであります。以上で補正予算議案についての説明を終わります。

○畠山産業経済交流課総括課長 続きまして、岩手産業文化センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて御説明いたします。

関連する議案は、議案（その 2）の 88 ページの議案第 18 号と、債務負担行為については議案（その 1）の 13 ページの第 3 表であります。

説明は、お手元にお配りしております資料により行います。配付資料の 1 ページをごらんください。初めに、提案の趣旨であります。岩手産業文化センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、2、議決を求める内容であります。岩手産業文化センターの指定管理者として岩手県ビル管理事業協同組合を指定しようとするものであり、指定の期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間とするものであります。

次に、3、指定管理者候補者の選定の経緯であります。（1）、選定委員会の概要であります。外部委員 5 名で構成する岩手産業文化センター指定管理者選定委員会を設置し、第 1 回選定委員会において基本方針や募集要項等の策定、第 2 回選定委員会において書類審査及びプレゼンテーション審査を行いました。

資料の 2 ページをごらんください。（2）、募集及び申請受付期間、（3）、申請団体数であります。8 月 4 日から 9 月 7 日まで公募を行い、1 団体から申請がありました。

（4）、審査結果であります。審査は、県民の平等な利用の確保、設置目的の効果的かつ効率的な達成、管理を適性かつ確実に実施する能力の観点等から、採点基準に基づき各委員が採点し、岩手県ビル管理事業協同組合が指定管理者の候補者として選定されました。

最後に、4、債務負担行為限度額であります。債務負担行為限度額は5年間で2億6,000万円を設定しようとするものであります。

以上で岩手産業文化センターの指定管理者の指定に関する議案の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○白澤勉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○神崎浩之委員 県の職員は最近アピオ——岩手産業文化センターで研修会などを開いた経験はありますか。大体アイーナなのだけれども、私はよく使うのです。なぜ使うかというと、机を準備して200人ぐらいで研修できる会場が今ないのです。県民会館などは机なしで1,000人ほど使えるのだけれども、100人以上で机を使って研修できる会場は他にアイーナぐらいしかないのです。そういうこともあってよく使うのですが、コロナ禍前、コロナ禍後、そして今、講師が大体オンラインであったり、説明者がパワーポイントを使ってやるのですが、スクリーンが小さく天井が低いので、後ろからはパワーポイントも講師も見られないのです。今までの例えば講師が対面で配付資料を見ながら行う研修はいいのですけれども、シャンデリアのような照明で暗いし、どうも今々の研修会場になっていないのです。今どきの研修会場になっていないと私はユーザーとして感じるのですが、そのあたりいかがですか。

○金野特命参事兼地域産業課長 神崎浩之委員から御指摘いただきました研修などアピオの会議関係の利用に關してであります。お話いただきましたプロジェクターなどの通信関係の具体的な苦情といったお話に關しては今手元にはありませんけれども、事務局とは毎月情報交換しております。そういった中では、神崎浩之委員から御指摘いただきました、特に新型コロナウイルス感染症を背景として人の移動がなかなかできないというところで、遠隔地の講師にインターネットをつないで研修するといった場面がふえているという情報は伺っておりました。

確かに御指摘いただいたように、アピオに關しましてはどうしても建設からかなり経過しており、音響や照明など会議の施設に關しましてはやはり古さが目立ってきているところもありますので、そういった御意見もいただきながら、アピオの事務局とも協議し、計画的に設備の更新を進めていきたいと考えております。

○神崎浩之委員 ポケットWi-Fiを持ち込んで、電波が悪い中で途切れながらやったことがあるのですが、インターネット回線などは今はどうなのですか。プロジェクターやスクリーン、大きいテレビなども配置する場合もあるようですが、そのあたりはいかがですか。

○金野特命参事兼地域産業課長 アピオの会議棟に關しましては、まさにそういったインターネット環境の御意見などもユーザーから頂戴しながら、ウェブでつなぐ形式の会議には対応できております。また、全ての会議室ではありませんけれども、大きめのモニターやプロジェクターも順次導入するよう計画しているところであります。

○神崎浩之委員 きこの本会議場でも質問があったのですが、ほとんど正規の職員がい

ない感じで、やはり遠慮している部分があるのではないかと考えているのです。ユーザーから寄せられた要望や苦情などをこちらに持ってきて、それを実現するといった感じではないのではないかと考えて見ているので、ぜひ行っていただきたいと思います。建物が古いのはいいのですけれども、それをカバーする機器がそろえばいいのです。

駐車場もいっぱいあるし、机を使って研修することができて、あそこは非常にいいところなのです。安くはないけれども非常にいい会場なので、ぜひ今どきの研修の環境を整えていただきたいです。岩渕商工労働観光部長、よろしくお願いします。

○高橋穩至委員 確認程度の質問ですけれども、指定管理者の応募団体が1団体ということでありました。5年更新とあったのだけれども、前回もこの状態だったのかということと、もし同じ状況が続いていれば、選考委員会の評価がどうなってきたか推移がわかっただら教えていただきたいです。あと債務負担行為を行うので、ある程度先を見てとなるかと思えますけれども、光熱水費や物価高騰についてこの中ではどういう対応をしているのかお聞きします。

○金野特命参事兼地域産業課長 今回の指定管理者の公募については、公の施設に係る指定管理者制度導入のガイドラインに沿って広く周知したところであります。結果的に応募者が1者ではありましたが、やはり一番重要なところは競争環境がきちんと担保されていたのかということだと考えております。このガイドラインに沿いまして、募集期間に関しましても1カ月以上確保しております。また、実際希望がなかったため開催には至りませんでしたけれども、現地説明会や質問の受け付け期間も十分に確保しておりましたので、競争原理が働く環境にはあったと考えております。

また、これまでの指定管理者の状況であります。平成18年から指定管理者制度を導入しておりますが、アピオに関しましては、岩手県ビル管理事業協同組合が継続して指定管理を行っている状況であります。

また、どういった評価だったかということにつきましては、コロナ禍やコロナ禍後に利用者数が伸び悩み、利用料収入が減ったというところはありませんでしたが、それ以外に関しましてはおおむね適切な管理が行われていると考えております。また、総務部で毎年度実施しております指定管理者制度を導入している公の施設を対象にした評価の制度があります。こちらの評価制度の中でも優れているというA評価を受けている項目が非常に多くなっておりましたので、適切に運営されているものと考えております。

物価高騰、燃料高騰に関しましては、指定管理料の算出に当たりまして、原則として過年度の実績の平均値をもとに算出しております。指定管理料は、基本的には過去3年の平均をベースに算出してありますが、物価の高騰が激しい光熱水費等に関しましては直近の高い単価をベースに計算しておりますし、実際の使用量につきましては、コロナ禍の期間を除いた平年ベースの通常利用を基準にした指定管理料を計算しており、今回の指定管理料の上限につきましてはそういった積算で計算しております。これまでも、いわゆる不測の事態が生じた際には、指定管理者と協議を重ねた上で必要に応じて補正予算を組むとい

った対応をとっております。

○高橋穩至委員 毎年の評価でA評価が多かったということですが、公募に当たっては、選定委員会で選定項目に従って評点をつけて何点以上は合格という形でやるのが一般的かと思われるのですが、その項目と、審査が決まった後にこれは公表されているのかどうか。要は、新しい参入者が入ろうと思えば、評価項目に対して上回る企画などを持ってこないで当然選定されないの、そういう意味でもこういった評価点がどのようになっているか公表されると別な団体も出てみようかとなろうかと思うのですが、その辺は公表されているのでしょうか。

○金野特命参事兼地域産業課長 評価の項目につきましては、公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の中で、評価の項目、基準に関しては定められており、さらに細かい評価の内容につきましては、それぞれの施設で設置される審査会で基準を定めるといったつくりになっております。

採点結果は公表されておりますので、応募を考えている事業者には、それぞれ審査の項目について確認した上で応募するといった機会は確保されているものと考えております。

○高橋穩至委員 きょうはいいですけども、公表されているのであれば、できれば資料につけていただければいいかと思います。あと先ほど私が質問した内容では、ずっと1者しかないの、審査の評価がどう変わってきたかなども審査の中では見たいところだったかと思っておりますので、後で公表されている資料をいただければと思います。

○白澤勉委員長 では、後で資料をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○郷右近浩委員 最初に確認ですが、アピオの話でいいですね。

○白澤勉委員長 はい。

○郷右近浩委員 高橋穩至委員から話があったとおり、私も以前それぞれの常任委員会に所属しているときに、とにかく資料をきちんと出さないと、物価高騰により電気代やその他のものが前回は幾らで今回幾らに上がるなどどのような形で反映しているかといった部分が全然わからない形の中で、これでいいですかという話にはならないのではないかと気がしております。

先ほどA評価という話もありましたけれども、以前文教委員会で確認したこともあるのですけれども、特に1者入札のときは、採点の部分もしっかりとみて、例えば100点満点で何十点だったのだと、果たして60点でいいのかといった話であったり、何が足らざるで、どこに特異性があるなどといったものや本当にこのまま1者入札でいいのかといった部分を含めて、いろいろな見方があるかと思ひます。これまでそうした点数や前年度までの金額なども資料に載せていただきたくなどしていただきたかと思ひます。今回このような資料の提供になったのは、所管部局によってやり方が違うということなのですか、それとも今回から変えたのか、その点について確認させてください。

○金野特命参事兼地域産業課長 今回提出させていただいた資料は、これまでと同じような形になっておりましたが、常任委員会での説明に足りるような資料のつくりを検討し

ていきたいと考えております。

○郷右近浩委員 僕より優しい高橋穩至委員からは後でいいという話がありましたけれども、本来的に後ではない気がするのです。しっかりとした資料をもって、こういう形でこうだから今回このような形ですという話でなければならぬ気がします。

○軽石義則委員 指定管理の応募者が1者なのは、魅力がなくて1者になっているのか、どこもやらなくてお願いして1者になっているのか、その辺はどうなのでしょう。

○金野特命参事兼地域産業課長 魅力がなくて1者なのかという御質問ですけれども、事業者でどのように考えているかは承知しておりませんが、指定管理の業務内容と条件に関しましては公募の段階で事前にお示ししておりましたので、その内容で対応できる事業者が手を挙げたと考えております。

○軽石義則委員 当然そういう経過で今議案になっているのでしょうけれども、アピオも大分年数がたっておりますし、指定管理者も修繕を含めて管理が非常に大変だというお話も聞こえてきているのですけれども、これまで指定管理者からいろいろな要望が出ていると思うのですが、どういう内容で、どのように対応してきたのでしょうか。

○金野特命参事兼地域産業課長 やはり施設の老朽化に伴う施設設備の更新が主なものになっております。これに関しましては、施設自体が大きいこともあり、予算が大規模になってきますので、予算組みを計画的に進め、必要なものから順次更新する形で対応しております。

○軽石義則委員 予算が大規模になれば当然そういう形で対応しなければならないと思うのですけれども、完全なものとはなかなかいかないとしても、安全を確保した上でお客様に対応できる状況になれば、指定管理を受けるリスクが高まってくると思うのですけれども、そういうことも含めて指定管理料は基準の料金だけで管理できるものなのか、それ以上のリスクをしょった上で管理してもらいたいという思いも持って設計しているのでしょうか。

○金野特命参事兼地域産業課長 リスクをとってというお話ですけれども、指定管理者に一方的にリスクを負わせてといった考えは当然私どもでも持っておりません。先ほど申し上げましたけれども、施設改修の計画に関しては長期的なもので対応しておりますが、やはりそれ以外の不測の施設改修が求められる場面もあります。先ほど、指定管理の予算は、不測の事態が発生した場合には必要に応じて補正を組むというお話しをさせていただきましたけれども、それに関しては同じ考え方で対応しているところであります。

○軽石義則委員 そういうことをしっかりとやっていただければ、指定管理を受けるほうも安心して受けられると思いますし、先ほど光熱費の話もありましたけれども、人員確保が今大変になってきていて、これまでと同様の見積もりではなかなか人を確保できないという声もあるのですけれども、人の部分の確保についてもしっかり見た上で指定管理をお願いしているのでしょうか。

○金野特命参事兼地域産業課長 人の確保に関しましては、仕様書などの公募の要件の

中に業務内容や組織体制について示しておりますけれども、その中では人数、頭数に関しては特に示しておりませんが、県では必要な人員がどれくらいだろうと当然見積もった上で人件費部分を試算して、最終的な指定管理料を出しております。

○**軽石義則委員** 当然それをやられているということで確認させていただいたのですが、日ごろ意見交換や現状把握もいろいろされているようですから、しっかり確認して進めていただければと思います。引き続きよろしくお願いたします。

○**白澤勉委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**白澤勉委員長** この際、暫時休憩をいたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**白澤勉委員長** では、休憩前に引き続き会議を開きます。

採決等々については、資料が出てから進めたいと思いますので、よろしくお願いたします。

この際、執行部から県行政に関する基本的な計画の策定に係る報告について発言を求められておりますので、これを許します。

○**高橋観光・プロモーション室長** 県行政に関する基本的な計画の策定に係る報告についてのみちのく岩手観光立県第4期基本計画（素案）について御説明いたします。

なお、説明は、お手元にお配りしておりますA4横の概要資料に基づき御説明させていただきます。

2ページ目、1、計画の構成では、これまでの構成を基本としながら、第4章においてはいわて県民計画第2期アクションプラン及び観光立国推進基本計画を踏まえて整理しているほか、圏域ごとの特色ある取り組みについてもあわせて整理しております。

3ページ目をお開きください。2、計画の基本的な考え方では、計画策定の趣旨・役割、計画期間、計画の構成等について記載しております。本計画は、みちのく岩手観光立県基本条例に基づき、県、市町村、県民、観光関連団体、観光事業者などが相互理解と協力の下、観光振興に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本的な計画として策定するものです。

また、計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間となっております。

4ページをお開きください。3、本県の観光を取り巻く現状と課題では、本県観光をめぐる状況を各種統計データに基づいて整理するとともに、現行計画の総括を行いながら、本県観光の強みと弱み、現状と課題について記載しております。

5ページから6ページ目でありますが、4、計画の目標では、五つの基本施策を整理しながら、目指す姿及び目標値について記載しております。

下段のピンク色の部分が現行のみちのく岩手観光立県第3期基本計画と昨年度末に作成したいわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプランと整合性を図っている部分に

なります。(2)、外国人観光客の誘客拡大、(3)、魅力的な観光地域づくりの推進、(4)、周遊・滞在型観光の推進、(5)、観光DXによる観光推進体制の強化の四つの基本施策を地域経済の活性化として整理しております。

また、上段の黄色の部分であります。ことし3月に国が策定した観光立国推進基本計画を踏まえて、今回新たに柱立てした部分であります。(1)、持続可能な観光の推進に関する取り組みを、住んでよし、訪れてよしの観光地域づくりとして整理しております。

6ページ目をごらんください。これまで説明いたしました五つの基本施策を確実に進めていくため、目指す姿は、住んでよし、訪れてよしの観光地域づくりと地域経済の活性化を推進することにより、自然と人、文化と人、人と人をつなぎ、地域社会の好循環を生む観光産業の更なる発展を目指しますとしております。

続いて、計画の目標値の指標ですが、いわて県民計画(2019～2028)第2期アクションプランと整合を図っているほか、今回新たに柱を立てた持続可能な観光の推進に関する指標を追加しております。

7ページ目をごらんください。5、観光振興に関する施策では、五つの基本施策に基づいて、いわて県民計画第2期アクションプランの内容を踏まえて観光振興に関する取り組みを整理しております。なお、観光振興に直接的に関係する取り組みだけではなく、三陸振興、東日本大震災津波伝承、地場産業の振興、県産品の販売促進、国際相互理解の増進、経営力強化や交流人口の拡大に加え、文化、スポーツ、農林水産、交通、教育など、観光振興に資する幅広い分野の取り組みを横断的に整理しております。加えて、各広域圏において特色ある取り組みを、地域の特色を生かした観光地域づくりと整理しております。

8ページ目をお開きください。6、推進体制では、県、市町村、DMOなどの各主体が担うべき役割等について記載しております。

9ページ目をお開きください。7、スケジュールでは、今後パブリックコメント、いわて観光立国推進会議での協議を経て最終案を取りまとめ、県議会2月定例会において計画案を御審議いただきたいと考えております。

なお、別冊の計画(素案)には、ただいま御説明いたしました概要に沿って詳細を記載しているところであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○白澤勉委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○神崎浩之委員 みちのく岩手観光立国第4期基本計画(素案)ですけれども、これまでの計画に対して減った部分があるのですけれども、わかりますか。

○高橋観光・プロモーション室長 私どもとしては、減ったという認識はありませんでした。

○神崎浩之委員 バリアフリー観光なのだけれども、私も何回か商工建設委員会の委員になって、以前の計画にも携わってございましたけれども、今回バリアフリー観光やUD観光といった内容がないように見えるのですけれども、いかがですか。

○高橋観光・プロモーション室長 バリアフリー観光について記載が漏れているという認識はなかったのですけれども、その辺も踏まえまして今後の内容を精査していきたいと思います。

○神崎浩之委員 今回は外国人やDX、DMOといったことがテーマになっているのだけれども、今までやってきたバリアフリー観光について抜けているのか、重視していないのか、それはもういいのだと思っているのか、それともやはりきちんと基本に据えてやっていくのかということ踏まえて直していただきたいと思います。

外国人とばかり言っていますけれども、コロナ禍もそうですし、今世界情勢がこういう中で、外国人観光客だけに焦点を当てるのは危険だと思っているのです。まずは国内の旅行を喚起することが基本だと思っていて、例えばお金持ちの高齢者などが来ますが、バリアフリー観光は障がい者だけではなく、高齢者です。特に岩手県は神社仏閣や世界遺産もありますから、やはり高齢者に対応できるよう国内の観光客を意識した観光でなければだめで、特に岩手県はそうだと思います。

30年ぐらい前に京都府の高級老舗ホテルに行ったときに、洋服だんすの下を開けたら、お年寄りのおむつが入っているのです。それから、コロナ禍前に洋式トイレ化やスロープ、エレベーターなど整備しましたが、そういうものも実はバリアフリー観光から来て外国人対応、外国語表示などをやった流れなので、その辺どのように考えていますか。

○高橋観光・プロモーション室長 今神崎浩之委員からお話がありましておとり、バリアフリー観光については、たしか平泉の世界遺産登録のときに非常に議論いただきまして、その項目についても取り上げたところでもあります。先ほど神崎浩之委員からもお話がありましておとり、今後高齢者がふえていく中で、高齢者にも選ばれていくような岩手県の観光も目指していかなければならないと考えておりますので、お話にあった点も踏まえながら、今後この計画を練っていきたくて考えております。

○神崎浩之委員 教育旅行もそうなのですが、今までは100人の生徒がいる中で1人の障がい者がいれば、障がい者はなかなか修学旅行に行けずその方は休むのですが、今は障がい者の子供と一緒にいける施設を選ぶ時代なのです。そういうことも含めて、バリアフリー観光は、外国人、障がい者、高齢者、教育旅行も含めて、非常に多様なテーマでありますので、ぜひとも中心に据えていただきたいと思います。

それから、この際ですけれども、岩手県産のナンブコムギから嘔吐を引き起こすおそれがあるカビ毒が検出されたということで、11月29日にJA全農いわてが会見し謝罪したということでもあります。JAが回収して調べた結果、基準の約4倍のカビ毒が検出されたということでもありますけれども、販売先は製粉会社3社ということで、県内は東日本産業株式会社と府金製粉株式会社であります。製粉メーカーによる納入先は把握できていないということで、製品としては南部煎餅、ラーメン、ひつつみなどが考えられるということでもあります、私は非常に大変なことだと思っているのです。

このニュースを聞いて、岩渕商工労働観光部長は我が部署ではどのように対応しなけれ

ばならないと考えたのか、それから部下に指示をしたのか、最初に聞いておきたいと思います。このニュースを聞いて、岩渕商工労働観光部長はどのように感じて、どう動いたのでしょうか。

○岩渕商工労働観光部長 この問題全体のことを考えたとき、真っ先にやらなければいけないと思ったことは、菓子、麺等の加工業者にどういう影響が生じているかを把握していかなければいけないということであります。その上で、対応していくに当たって大きく二つ考えなければいけないと思い、一つは我々の立場とすれば加工業者への損害賠償の問題であります。ただ、今回賠償するのは多分JAなどになってくるので部局が違ってくるのですが、そこはしっかりと対応していかなければいけないと考えました。

その次にやらなければいけないのが、安全性が確保されても例えば南部煎餅全体の売り上げが伸びなくなるなど風評被害を心配しておりました。そういうことに対応するために、またALPS処理水のときは違って、ここは地元から安全性をPRしていく取り組みをしつつ、県外でも安全性をPRしながら県産品の売り込みを強化していく取り組みをしていかなければいけないと最初に感じたところであります。

○神崎浩之委員 部下への指示はどうしたのか。

○岩渕商工労働観光部長 そういう認識のもとでありますので、まず第一に動いたのは現場の声をきちんと聞くということであります。

○神崎浩之委員 指示したということですか。

○岩渕商工労働観光部長 指示したということであります。

○神崎浩之委員 JAと出たものですから、農林水産部だということで、商工労働観光部は関係ないと思ってもらいたくないのです。これは、農林水産部、商工労働観光部、保健福祉部、環境生活部などさまざまな部局にまたがる大きいことですが、やはり商工労働観光部とすれば、小麦粉に関する商売をやっているところが県内にいっぱいあるので、そこが滞りなく商売が続けられればいいと思っているのですけれども、今回の小麦粉にかかわる商工労働観光部の関連業種はどういうものがあって、どういうところでどういう影響が出ていると感じているのか具体的に教えてください。

○畠山産業経済交流課総括課長 実際どういうところに具体的にどういう影響があるかというお尋ねであります。

きのう時点で、県内のいわゆる菓子メーカー、製麺事業者、小売等、ここはまだ追い切れていないところでありますけれども、現時点で関係部局等の数字で判明している流通先は21件です。当然のことながら全貌がまだ見えませんので拡大する可能性はあるのですけれども、業態で申し上げますと、やはり煎餅店、和菓子、洋菓子含め菓子メーカー全般、それから製麺業者、パンのメーカー、製粉事業者などへの影響があります。それから、例えばいわて生協のような大手の小売店でも、既に取り扱いを公表しているところもありますし、いずれ幅広く及んでいると認識しております。

○神崎浩之委員 例えば一関市あたりの道の駅、駅の売店、キオスクなども含めて煎餅

を売っているところだけでも 21 社ぐらいあり、全部返品になるのです。

まず県内 2カ所の製粉工場、それから製粉会社から製造会社や小売店に卸す卸業者、それから煎餅屋、麺、ひつつみ、パンと言っていましたけれども商品として製造業者、それから今言われたスーパーなどの小売店、それから飲食業はせんべい汁や県内の小麦粉だからうどんなどをやっているところもあり、結構幅広いと思うのです。製造と小売だけではなく、中間の間屋からの流通の過程もいっぱいあるのです。

小麦は、薄力粉と強力粉と中力粉があって、強力粉はパン、薄力粉はケーキ、日本は中力粉だからうどんや煎餅になるのですけれども、こういうことになると飲食店まですごく影響があって、返品や苦情、相談などが寄せられてくるのです。

次に聞きたいのは、そういう課題があって、県内の商工業にはどういう影響が出てくるだろうと想像しますか。この業態が受ける影響はどのようなものがありますか。

○畠山産業経済交流課総括課長 商品の自主回収、製品の製造中止といったところが目の前の喫緊の影響として想像されますし、先ほど岩渕商工労働観光部長が申し上げたように、岩手県内だけではなくて隣県、あるいは東北地方のエリアを越えて流通しているという報道もありましたので、まさに風評被害といった影響がこれから効いてくるのだろうと思います。

○神崎浩之委員 まずは売れなくなり、売り上げがなくなりますが、経費はかかっているということです。その辺の収支の問題がありますし、やはり返品されるのです。冷蔵庫がかかわってくるかわからないけれども、返品されると置く場所など倉庫管理、それから着払いだろうから運送料もかかってきます。売り上げの減少だけではなくて、人件費、運送料や倉庫管理にもかかってくるということです。

それから、やはり風評被害です。私もいろいろ調べましたけれども、気仙沼市、一関市の給食センター、神奈川県藤沢市でも出たということなのだけれども、因果関係がわからないということです。焼けばいいかと熱入れてもだめだということで非常に困っているのですけれども、企業や商店はどういうところにこの被害に対する相談を持ちかけていくことになっているのかわかりますか。

○畠山産業経済交流課総括課長 一義的には全農岩手県本部の管理部総合企画課を問い合わせ窓口ということで案内をしております。

○神崎浩之委員 食品の製造には PL 保険があるので、PL 保険を使ったらどうなのと聞いたら、これは食中毒などではなく、保健所から命令されて製造販売をストップしたのではないから、民間の PL 保険もきかないという話なのです。仕入れ先に請求していくということもあるのですけれども、まだごたごたしているようなので、このあたりを県としてどうやって支援していくのかということです。お金を出せといったことではなくて、皆さん方はよく寄り添うと言いますが、例えば商工団体をお願いするのかわからないのですけれども、SNS などあって、説明するほどいろいろ書かれたりなどということがあって、風評被害も含めて非常に混乱しているようであります。

私も近所の煎餅屋に2回行って話を聞き、写真も撮ってきました。皆さんは行ってないと思いますけれども、行ってみたらいいのではないかと思います。いずれ問い合わせや相談のルートや仕組みを県としてしっかりつくってあげればよいと思っていますし、先ほど言ったように庁内でも農林水産部、環境生活部、保健福祉部などが関係するので、例えば岩手県立県民生活センターにそういう相談が来た場合はこのように指導してくださいなど、そのようなことも含めてやっていただきたいと思います。

今皆さんは物価高騰ばかりやっていますけれども、やはり足元の小さい中小企業の支援もぜひ忘れないでいただきたいです。こういうときこそ県がさまざまな部局を利用して部局横断で対応していただきたいと思いますが、岩渕商工労働観光部長に聞いて終わります。

○岩渕商工労働観光部長 今回のカビ毒の検出の対応につきましては、神崎浩之委員おっしゃったとおり、部局できちんと情報を共有して、少しでも不安を払拭するようなしっかりとした対応を進めていきたいと思っています。

その大前提で、賠償などがどうなるかというのがないと、ただ声をかけるだけになってしまっただけですので、賠償の方針を急がせつつ、そういうことを含めてきちんと個々の店舗等に説明できる体制等について、対策を図っていきたいと思っています。

○神崎浩之委員 この小麦は、岩手県が使ってくださいと推奨しているのです。あそこの煎餅屋さんは、今新しい小麦粉でやっているのですけれども、1種類以外全部使っているので、売るのがないのです。きちんとしたことができてから行くというのではなくて、ぜひともまずは顔を出して、いかがですか、何とかするからといったことをやっていただければと思います。

○五日市王委員 私からは1点、県北地域の産業技術短期大学の 신설についてお伺いいたします。

9月定例会の一般質問でも取り上げさせていただきましたけれども、いずれ今後の進め方については、高等技術専門校の老朽化も含めて、今度いわゆる県立職業能力開発施設再編整備計画で検討を進めていくというお話でした。今般、郷右近浩議員の産業技術短期大学校水沢校の質問の中でも同じような答弁がありましたけれども、県立職業能力開発施設再編整備計画はどういうものですか。

○菅原労働課長 県立職業能力開発施設再編整備計画は、少子化や経済情勢の変化に伴う職業能力開発を取り巻く環境の変化、企業ニーズの変化、あと本県が進めるものづくり産業の集積を踏まえて、それに対応できる県立職業能力開発施設にするために、効果的な訓練の実施や適正な配置などを行って、よりよい職業能力開発環境を提供することを目的として策定するものであります。

○五日市王委員 つまり、まず現在岩手県立産業技術短期大学の本校、水沢校があり、職業能力開発校として岩手県立千厩高等技術専門校、岩手県立宮古高等技術専門校、岩手県立二戸高等技術専門校があるのですけれども、これらとトータルでやっていきたいと思いますというお話でよろしいのですか。

○菅原労働課長 先ほどよりよい職業能力開発を考えるとということでありまして、今お話がありましたとおり、策定に当たりましては、岩手県立産業技術短期大学の矢巾校と水沢校、あと千厩、宮古、二戸の各高等技術専門校を含めた全体で考えていく必要があるということで、そのように進めているところであります。

○五日市王委員 現在の策定状況はどうなっているのでしょうか。

○菅原労働課長 現在は、商工労働観光部内に県立職業能力開発施設在り方検討ワーキンググループを立ち上げまして、3回ほどワーキンググループを開催しているほか、県立職業能力開発施設再編整備検討準備委員会をつくりまして、そちらで検討を進めているところであります。

○五日市王委員 今後のスケジュールはどうなりますか。

○菅原労働課長 まず現在、県立職業能力開発施設あり方検討ワーキンググループと県立職業能力開発施設再編整備検討準備委員会で検討を重ねながら、今後はそれを踏まえまして、再編整備検討委員会を立ち上げる予定であります。その後、立ち上げた上で市町村の意見等を丁寧聞きながら、再編整備計画の策定を進めていきたいと思っております。

○五日市王委員 いつまでになどももう少し具体的なものがあるのか教えていただきたいです。

○菅原労働課長 具体的にというお話だったのですけれども、能力開発施設の全体の在り方を検討していく、全体で考えていく必要がありますので、一定の時間を要すると考えておりまして、明言できないところではありますけれども、できるだけ早期に策定できるように努めてまいりたいと思います。

○五日市王委員 これは知事のマニフェストにも盛り込まれている話でもありますし、まずスピード感を持ってやっていただきたいのですが、いずれ地元でもかなり期待されております。今回も技能五輪全国大会もあり、本県選手も敢闘賞など優秀な成績を収めて、知事にも今度表敬に来るようですし、そういった意味でも物すごくものづくりなどに対する熱意のある地域でもあります。皆さんが思っている以上に本当に期待されておりますので、ぜひとも早く進めて、結論を出して、整備に向けて頑張っていたいただきたいと思うのですけれども、岩渕商工労働観光部長、意気込みをお聞かせください。

○岩渕商工労働観光部長 職業能力開発施設の再編整備計画、そして現在の岩手県立二戸高等技術専門校の短大化という話でありますけれども、進め方といたしまして、例えば、今の高等技術専門校の既存の建物を別の学科の短大にするやり方一つあると思います。ただ、そのときに、二戸地区に今の高等技術専門校の機能は必要ないのかという話もあるところです。残しつつ短大もという話になりますと、場所が足りないなどの問題が出てまいりますので、そこをきちんと地元の意見も聞きながらやっていきたいということが一つです。

それから、一般質問のときにも若干触れたのですが、職業能力開発施設の設立当時は、働く場所が少ない時代であり、手にきちんとした技術を身につけなければ働く場所がない

状況でありました。今は人材不足が顕著になっている時代でありますので、不足しているニーズにきちんと対応した人材を育成していくことが大事になってくると思いますので、そういう観点からの検討をしっかりとした上で、急いでやっていきたいと考えております。

○郷右近浩委員 今の岩手県立産業技術短期大学の部分について、岩渕商工労働観光部長の話は納得しました。ただ、今必要とされているそうした人材育成という部分においてもですけれども、今例えば奥州市からも、いろいろな資格取得や技術を覚えるために盛岡市の専門学校に出てきたりして、地元で通える場所がない。確かに18歳などで親元を離れて暮らしてみたいといったニーズももちろんあるかと思いますが、人が出ていくということに関しては、地域の元気や家族環境などとどまることもできる環境も必要かと思うのです。いろいろなことを考えて、ぜひしっかりと進めていっていただきたいと思えます。

本題に入りますが、今回のみちのく岩手観光立県第4期基本計画（素案）ですけれども、39ページの一番上の部分ですけれども、例えば伝統工芸産業の更なる振興に向けて、確かな産地形成のための人材確保、育成などを支援しますなど、支援しますであったり、推進します、促進します、などいろいろな形で書かれているのですけれども、これは今までいろいろな人材確保・育成の予算や施策等もあったのですけれども、また新たにそういったものをつくっていくといった考え方もあるのでしょうか。

○高橋観光・プロモーション室長 お話のありました伝統工芸品の関係などでありますけれども、部局の中で調整しながらということで、それぞれ話し合いをして決めているということでもありますので、今後、今お話のあった点も踏まえながら、さらに検討していきたいと考えております。

○郷右近浩委員 やはりこのような形で文字になっていくと、その支援策は一体どのようなかといった形にもなるかと思えます。だから書かないほうが良いという話ではなく、やはりしっかりと県としてこういうことやっていきたいといったものを書いていただく、そしてそれが励みになるということはそのとおりでありますので、またどのような形の支援策かをしっかりと考えていただきながら、進めていただきたいと思うところであります。

また、この際とあわせてなのですけれども、知事のトップセールスについてお伺いしたいと思います。今回12月20日からシンガポール、マレーシアといった行程になっていて、シンガポールについては以前にも知事が農協などと一緒に行って、それぞれ成果を出してきたということです。今回マレーシアに向かうということですが、聞くとところによると、知事が前職のときにマレーシアの外交官などと交流もあったということで今回マレーシアなどほかの国でも売り込めるところをさらにふやしていこうといった考え方を持っておられるのかと思うのでありますが、今後どのような展開をしていくためにマレーシアとなったのか。近くだから、すぐ寄れると言えば寄れるのですけれども、その点について教えてください。

○畠山産業経済交流課総括課長 マレーシアでのトップセールスについてであります。

その経緯も含めてでありますけれども、もともと岩手県の物産展を平成 19 年度から平成 28 年度まで、現地の流通大手イオングループと一緒にやってきた時期があり、そういうもともとあったつながりが一つです。

それと、郷右近浩委員から御指摘がありました現地の大使館とのつながりというところで、シンガポールはもとより、マレーシアも岩手県に対する応援の体制が非常に整っているということで、そこに糸口を見いだしての場所の設定と認識しております。

そして、今回の 12 月 20 日からのマレーシア、シンガポールへのトップセールスの展開についてでありますけれども、関係市町、商工団体、観光団体、それから農業関係団体等と一体となつてのプロモーションを予定しております。農林水産物や食品の輸出拡大に向けた PR、あるいはインバウンドも含めての誘客の拡大に向けた現地でのプロモーションということで、本県の魅力を発信するためにトップセールスを行うことにしております。

具体的な中身であります、現地の百貨店やこれまでつながりのある現地のスーパーマーケットにおけるいわてフェアの開催がまず一つです。それから、マレーシア、シンガポールの日本国大使館と連携いたしまして、現地の政府要人、流通、小売事業者、飲食店の関係者等をお招きしての県産品、観光の PR レセプションといったものを両国で予定しております。

それから、現地のマレーシア自治体、それから日系ではありますけれども現地の関係機関、団体、食品流通事業者、それから訪日旅行取り扱いのインバウンドの大手旅行会社といったところへの知事の訪問と情報交換を内容として予定しております。

○郷右近浩委員 昨年、ロサンゼルス在住の方が奥州市の物産展をやった際に、やはりロサンゼルスですから大谷翔平選手に対する関心の高さから、物すごく売れ行きが好調で注目度が高かったといったことがあります。岩手県の大谷翔平ですので、野球文化圏などは特に効果もあると思いますので、例えば来年度以降、特にアメリカなども私は有効であると考えますし、こちらから物を展開して見せていく、そうするとインバウンドで来た方々がまた岩手県に興味を持ってくれるといった展開をしていくことは非常に効果的だと思ひまして、そのために今度は岩手県でも外国語表記を含めてしっかりといろいろな対応をしていかなければいけないと思うのであります、その効果的なもののさらに作用を効かせていくといった部分について、何かお考えあればお願いします。

○畠山産業経済交流課総括課長 いわゆるインバウンドと連動した形での県産品の販売促進あるいは輸出拡大のお尋ねと認識しましたがけれども、郷右近浩委員から御助言いただいたように、インバウンドと連動して、それに合わせた県産品のプロモーションに力を入れていくのは非常に重要な取り組みだと考えております。

コロナ禍の終息や円安、ニューヨークタイムズ効果等が相まって、ことし本県を訪れる訪日外国人旅行者はコロナ禍の直前の 2019 年と比べて非常に増加傾向にあります。この機会を捉えまして、インバウンドの旅行者に対し、本県の伝統工芸品であったり、つい最近 G I 指定を受けました日本酒、それから豊かな農林水産物、加工食品も含めて、外国の

お客様に実際に手にとってもらって、あるいは直接食べてもらって、さらには体験してもらおうということで、来たお客様に対していかに岩手県のことを体験してもらおうかという機会をふやしていくかという取り組みが大事になると思います。

そういった環境整備のために、国によってももちろん違いますので、まずはそれぞれの旅行者のニーズ、嗜好などをしっかり捉まえて、日本全体で多くはなっていますが県内の免税店について引き続き拡充を図っていきたく思っていますし、それぞれの観光施設や物産施設、駅等の公共交通機関の土産店などそれぞれの店舗にうまく入っていく誘導や商品を手にとってもらおうといったところの見せ方、情報の多言語化や工夫、それから外国人のお客様は旅行中あるいは旅行前にインターネットで個人で情報を拾いますので、そこの露出の仕方を強化していく必要があると思っております。

あとは、既存の取り組みの中でも岩手県ならではの体験を求めて来るお客様に対して、伝統工芸品を巡るツアーや酒蔵を巡るツアーなどを引き続き海外のメディアやエージェントを呼ぶなどの取り組みとも連動して、いずれ重層的に取り組んでいきたいと思っております。

○郷右近浩委員 やはり特にインバウンドで来てくれた方たちが発信するものは非常に大きな効果が出ると思います。

かなり昔ですけれども、以前私が提案したミスユニバースを岩手県に誘致しようといった話についても、例えば 33 カ国の出場者が、奥州市はロシア、一関市はアメリカ、二戸市にはウクライナなど、それぞれの市町村にさまざまな形で行き、彼女たちは自分たちのフォロワーに対して物すごい発信力がある中で、ミスユニバース大会が岩手県会場で行われる。以前経費の話まで出て、当初は5億円出しても宣伝効果たるやということを考えると、やはりその発信力をしっかりと考えた上でのさまざまな展開をこれからやっていただければと思います。またどこかで提案させていただきたいと思っております。

○軽石義則委員 私は1点、中小企業の支援についてお伺いします。

中小企業者等事業継続緊急支援金について、令和5年度事業は11月30日に受け付けが終わりましたが、やはり現場では年を越すのにどうするかといった声が多く聞こえてきているのですけれども、まずは中小企業者等事業継続緊急支援金はどのような現状なのか。件数はまだ全部集約できていないかもしれませんが、どのような業種がどういった状況になっているのかお聞きします。

○小野寺経営支援課総括課長 今お話がありました中小企業者等事業継続緊急支援金は、11月30日を申請期限にしていたものがいわゆる第2弾で実施していたものであり、昨年10月からことしの3月まで対象にした第1弾は1万735件の申請がありまして、11億4,555万円交付しております。11月24日時点での申請状況になりますが、11月30日を申請期限としておりました第2弾は8,025件の申請がありまして、金額にしますと8億7,030万円の申請が行われております。

業種につきましても幅広く申請いただいております、比較的規模の小さい小規模事業

や個人事業主などからも幅広く申請いただいている状況です。

○**軽石義則委員** 申請すれば100%受給されているのか、やはり不備があっても受給できていないという状況もあるのでしょうか。

○**小野寺経営支援課総括課長** 一部内容を精査していった中で対象から外れるといったケースもありますけれども、基本的には申請いただければ支給させていただいている形です。

○**軽石義則委員** その一部がどのくらいあるか聞きたいのですけれども、数として把握していないのですか。

○**小野寺経営支援課総括課長** 商工団体で申請を受け付けて、精査の上で支払う形になりますから、申請いただいたけれども支払えなかった数は、今時点で私の手元にはない状況です。

○**軽石義則委員** 最終的にまだ締めていないということでしょうから結果がわかった際には教えてほしいと思いますし、中小企業者等事業継続緊急支援金で一部どうしても対応できないところも出てくるとすれば、それらに対する要望などいろいろな声もあると思うのですが、それらは窓口を通じて県の担当課としても集約されているのか。もしいろいろな声を聞いているとすれば、どのようなものがあるのか教えてください。

○**小野寺経営支援課総括課長** 申請の受け付けは基本的には県内の各商工会議所、商工会にお願いしております。それからコールセンターといったところも設けて、商工団体からも相談を受けますし、事業者からも直接受けるといった体制をとっております。そちらや商工指導団体に寄せられている相談や御意見といったものは、総じて要件に該当するののかといったことや、細かい要件の確認といったものが多いです。

あと、いろいろなところから要望をいただく中で多いのは売り上げ要件です。コロナ禍前と比較して2割以上減少というところが前提になっておりますので、その見直しができないのかといったお話などが要望としていただく中では比較的多い状況です。

○**軽石義則委員** 最終的に締めて、これからまた求められることもあると思いますが、いろいろな声を引き続きしっかり把握していただければと思います。

次に、中小企業は非常に厳しい環境の中でも賃上げされているところもあって、資金繰りも非常に厳しくなっているという声も聞いておりますけれども、どういう状況にあるのか把握されているのでしょうか。

○**菅原労働課長** 賃上げの現状認識でありますけれども、東京商工リサーチ盛岡支店が9月に賃上げに関するアンケート調査を公表しております。その調査で、令和5年で賃上げを実施したと回答があった割合は83.9%となっております。令和4年度に実施した前回調査では78.4%でしたので、5.5%ふえている状況です。

こういう状況から、県内の中小企業におきましては、エネルギー価格や原材料費の高騰などの影響を受けて、賃上げの原資確保が難しい状況にある中で、従業員のモチベーション向上や人手不足を背景に、頑張って賃上げに踏み切った企業がふえたと感じております。

○**軽石義則委員** 賃上げもやはり人材確保の観点から努力しているということになっているのではないかと思います、率や金額についても把握されていると思うのですが、どうでしょうか。

○**菅原労働課長** この調査におきましては、実金額ではなくパーセンテージで把握しているようで、一番多いのは3%以上4%未満が27.9%、2%以上3%未満が18.6%、4%以上5%未満が16.3%となっている状況であります。

金額ベースですと、連合岩手が公表している春闘の結果では賃上げ率は3.11%ということで、それに対応した額は7,934円と承知しています。

○**軽石義則委員** そういう基本的なベースがあって、賃上げ支援の事業もこれから出てくると思うのですが、基準10万円で半分の5万円といった説明を聞いていますけれども、やはりベースを見ないと、どのレベルを賃上げ原資に活用できるかという判断が大事だと思って今聞いているのですけれども、その部分については連合岩手の結果を初め、毎月勤労統計調査の支払い賃金の部分もあると思うのですが、それらを見た上で今回の補正予算案のベースは決めたという認識でいいのでしょうか。

○**菅原労働課長** 詳細は12月12日に御説明させていただきたいと思っておりますけれども、当然先ほどの各種統計調査を参考にしながら設定しているものであります。毎月勤労統計調査なども含めまして検討したものであります。

○**軽石義則委員** そういう意味では、今回の補正予算案で計上する支援についても非常に期待が大きいと思えますし、年を越して、来年に向けて、新年度にまた事業継続、継承していくための原資の一つにもなっていくと思うのです。地域的にも格差があるのですけれども、年を越せるかどうかといった切実な声が大分聞かれ始めていますので、そういう意味では今回は県内一律に平均で出していると思うのですけれども、地域ごとにばらつきもあるのは把握されているのですか。

○**菅原労働課長** 県が把握している形ではないのですけれども、私が承知しているのは、最低賃金を審議するときに労働局で賃金に関する基礎調査をやられています。そのときに、岩手県で言えば4広域の集計をとってしまして、やはり地域で少し差があったという認識はあります。

○**軽石義則委員** そういう部分も把握した上で、今後対応していただけたらと思えますし、今後の賃上げ支援の事業やこれまでの中小企業者等事業継続緊急支援金など含めていろいろ支援してきていただけていますが、これからまさに資金繰りが大変になってきているということです。ボーナスも支給するしないのアンケートも実施されているようですけれども、そうすると人手の確保も含めて、岩手県で働き続けるよりはもう少し高いところに移動しましょうかといったことにならないように、行政としてできる対策、支援は必要かと思うのですが、今後、これまでお聞きした内容以外で、資金繰りなどの対応を含めて考えていることがあればお聞きいたします。

○**小野寺経営支援課総括課長** 年末に向けて資金繰りが苦しくなるのは事業者が毎年抱

える悩みかと思いますので、ことしも 11 月 1 日から県庁と各広域振興局に年末金融 110 番という窓口を設けまして、事業者からの資金繰りに関する相談等も受け付けています。県で直接融資するのではないので、そこから金融機関につなぐケースも多いのですけれども、まずはいろいろな方々からの相談を受けようということで対応しております。

それから、当然金融機関や商工指導団体で年中そういった相談等も受け付けており、県でも県単融資制度も設けて中小企業者の資金繰りに対応できるようにやっておりますので、そういったスキームの中で県、国、商工指導団体、金融機関など関係機関が一体となって、中小企業者、小規模事業者の資金繰り、事業の継続といったものを支えていきたいと考えております。

○軽石義則委員 今までもやっていただいておりますが、物価高騰によってさらに厳しい環境になっているのは現実だし、経営者も自分たちの生活を置いて、従業員の賃金をどう払うかといった資金繰りに努力をされていると聞いていまして、経営するよりは自分もサラリーマンに戻ったほうが良いといった声も出始めておりますので、経営者の立場から、いわゆる事業閉鎖といったことにならないような支援が大事だと私は思いますから、それらにも配慮した今後の対応をしていただくことをお願いして終わります。

○中平均委員 今回のみちのく岩手観光立県第 4 期基本計画（素案）についてお聞きします。

この素案の表紙に、住んでよし、訪れてよしの観光地域づくりと地域経済の活性化を目指してと記載されていますが、住んでよしの政策はこの基本計画にどう入ってきているのか教えていただきたいです。

○高橋観光・プロモーション室長 住んでよしということについてでありましたけれども、持続的な観光地域づくりを進めていく中で、地域資源等を維持、保存している中で、住民生活あるいは地域産業との調和を図るなどの面で、まずもって取り組みを進めていくという形で記載させていただいているところであります。具体的に何かという点については、今後検討していく中でさまざまな施策を考えていく形になりますけれども、現時点ではそのような書きぶりとしています。

○中平均委員 神崎浩之委員からも出ていたバリアフリーの件など本文に少し書いてあるけれども、やはりそういうところが総括的なシステムに欠けている、落ちてきていると感じるのもそのとおりですし、住んでよしといういわゆるキャッチフレーズでこういうことを言っても見えないと思います。例えば、域内観光も県内観光もどンドンふえていくからこそその観光振興などというのが具体的にあればわかるのですが、訪れてよしの観光地域づくりというのはそのとおりだと思うのですけれども、この計画を一般に皆さんが見て、住んでよしと感じるものなのかどうかと思います。

個人的に言わせてもらえば、もう少しいいキャッチフレーズは出せなかったのかと思います。今素案ですけれども、取りあえず総花的に書いておけばいいといった雰囲気も感じるのですが、この点はいかがでしょうか。

○高橋観光・プロモーション室長 今ほどお話のありました住んでよしという中で、まず持続可能な観光につきましては、言わば観光SDGsということで、住んでよし、訪れてよしの観光地域づくりに重要な、環境・社会・経済の正の循環の仕組みにつながる観光の基本的な在り方ということが国の観光庁の基本計画に載っており、閣議決定もされているということもあって記載させていただいているところでもあります。まさに中平均委員からお話のあったとおりで、例えば 33 ページに、かまいしDMCでの持続可能な観光に対する取り組みが具体的に書いてありまして、漁船クルーズであったり、釜石ジオ弁当という中で、現地の多様な方々も巻き込みながら取り組みを進めているというところで、こういった中で地域の住民が住んでよしと感じながら、訪れてもよしということでお客様に来ていただくという取り組みをしていくということです。両方の受け入れ態勢も含めまして、こういった取り組みを進めている中で、かまいしDMCの取り組みなどを県内各地域に広めていく形で進めていきたいという趣旨で書いてはありましたけれども、先ほどのお話の点も踏まえながら今後検討していきたいと考えております。

○中平均委員 悪いなどどうこうではなくて、住んでよしのところは、今御説明のあった体験的な学習をやっていく中で、地域に住んでいる人たちの交流、関係人口がふえていくことが、結果住んでいる人たちの住んでよしになるのだという趣旨だったらわかるのですけれども、この書き方でいくと、この計画の中に住んでよしの政策も入っているのかという感じも受けるのです。そして、観光庁で書いてあるからそのまま使いましたと言われると、余計にどこがオリジナルなのかとなってしまいます。

だから、6 ページなどにも、宿泊者数は令和 10 年までに 816 万人にして今のほぼ 2 倍に持っていきたい、またそういう中で消費単価も上げていきたいと書かれています。例えば岩手県にもう一回行きたいという率を上げ、その中から実際来た人たちがふえることによって観光産業がさらに発展していくと、宿泊者数が倍になって例えば今のキャパシティでいいのかなどという問題は多分出てくるのだと思うのですけれども、それも踏まえてこの計画は盛り込んでいくのだということを言っているのだと思うのです。そうすれば、住んでよし、訪れてよしというのはそれでいいのだけれども、やはり素案のキャッチフレーズとしては、観光客を将来的には倍増して行って、岩手県の知財コンテンツをさらにつくり上げるためのなど、もっと違うキャッチフレーズのほうがいいのかと思いました。

○白澤勉委員長 この際、昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○白澤勉委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、午前中の審査において郷右近浩委員から執行部に対し提出要求のあった議案第 18 号に係る資料について、執行部から提出がありました。あらかじめお手元に配付いたしておりますので、御了承願います。

また、今後の審査の進め方についてであります、この際質疑を継続し、終了後に議案

審査を再開することといたしますので、御了承願います。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○**岩渕商工労働観光部長** 午前中の議案第 18 号の審査におきまして、岩手県産業文化センター指定管理者の選定委員会に係る採点結果につきまして、まず初めにこれを公表しているという答弁をしたところでありまして、公表しているのはお配りした資料の配点までで、一番右側の採点結果についてはホームページ等での公表は行っていない状況でありました。

また、私も指定管理の審査につきましては常任委員会ごとに資料を統一して出しているという認識でありましたけれども、この後予定されている県土整備部の審査におきましては採点結果がきちんとついていることを確認いたしまして、それと同じ形の資料を整えて配付させていただいたところでありまして。

不手際が重ねてあったことについて深くおわび申し上げます。

○**白澤勉委員長** この際に係る質疑を再開いたします。

○**田中辰也委員** 私からもみちのく岩手観光立県第 4 期基本計画（素案）について何点か質問させていただきます。

中平均委員からも御指摘ありましたけれども、みちのく岩手観光立県基本条例にも書いてありますけれども、県民生活の向上に寄与するというのも入っているものですから、やはり県民として住んでよしという部分をしっかりと基本計画の中に盛り込むべきだと思っております。観光が盛んになれば県民生活は必ず向上するのかと考えると、京都府のようにオーバーツーリズムによってそもそもの生活すら脅かされる事態も起きております。岩手県がそのようになるかどうかは別問題として、そういう視点も含めて観光を盛んにしていくことによって、県民生活がしっかりと向上していくのだという視点をしっかりと持つこと、そのために県民は観光施策に対してどのような行動をとるのか、やはり観光の分野であっても県民参加が必要だとしっかりと明示する必要があると思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

○**高橋観光・プロモーション室長** 県民生活への寄与についてであります。

先ほどのみちのく岩手観光立県基本条例の目的にもその旨記載しております。本計画の中には目指す姿ということで、中平均委員からも住んでよし、訪れてよしの観光地域づくりと地域経済の活性化についてお話をいただきましたが、いずれ地域社会の好循環を生む観光産業のさらなる発展を掲げているところであります。そしてまた、その中で私どもも、地域住民みずからが地域に愛着と誇りを持って暮らすことで、おのずと多くの方々が訪れたい地域づくりを進めると、そういった中で地域の皆様、さまざまな関係者が連携して観光消費額の拡大に向けた取り組みを進めることで、観光産業の発展を目指していくと考えております。

先ほどもお話ししましたとおり、みちのく岩手観光立県第 4 期基本計画（素案）の 30 ページに、市町村あるいは関係事業者などの地域の多様な主体が参画し、観光資源の維

持・保存や観光客のマナー啓発など、地域住民の生活環境との調和を図る持続可能な観光地域づくりの促進などに取り組むということにしてありますが、より具体的な中身等につきまして、今お話があった点も踏まえながら検討していきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

地域住民の積極的な参加については、基本理念の中で県民の地域を誇りとする気持ち、そしてまたおもてなしの心を育み、誰もが安心して快適に観光できる受け入れ態勢の整備を進めることにつながる取り組みとして、地域住民が地域に愛着と誇りを持って暮らすことで、おのずと多くの方々が訪れたいくなる地域づくりを目指していくということにしておりまして、先ほどもみちのく岩手観光立県第4期基本計画（素案）の33ページでかまいしDMCの取り組みも御紹介しましたが、いずれにしてもそのような取り組みを進めていきたいと考えております。

また、現在パブリックコメントもしておりますし、この後地域説明会も開催していきます。そうした中で、今出された各委員からの意見も踏まえながら、内容について精査していきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○田中辰也委員 基本的にはそのような政策の推進をしていくということなのですが、やはり今各地域も、例えばボランティアガイドや語り部など観光に携わっている方々はかなり高齢化が進んできていて、その後釜はなかなか育っていない。このみちのく岩手観光立県第4期基本計画（素案）では、伝統工芸や伝統芸能など継承支援していきますという話は盛り込んでいるのですが、そういう観光に携わっている人たちをどのように育成していくのかという俯瞰も非常に大事だと思ひますし、また例えば、盛岡市に外国人が1人で観光に来て、どこそこに行きたいのだけれどもとまちの人に声をかけても、俺は英語できないからと逃げるようなまちだと、やはり観光としてはふさわしくないと思ひます。やはり住民一人一人がそういう意識、マインドを持って接客して、片言でも、英語がしゃべれなかったら日本語でジェスチャーでもいいので、そういう意識づけをしていくことが観光立県岩手のためにはぜひとも必要ではないかと思ひますので、そのような視点をしっかりと盛り込んでいく必要があるのではないかと思ひます。

それも含めて、岩手県の観光資源という意味で言いますと、やはり自然が一番の観光資源だと私は思ひます。自然環境は非常に大事で、きちっと維持しながら魅力を高めていかなければならない。一方では、開発というのがどうしても必然的に出てくる。開発と維持、保全を両立していかなければならない。一戸町の御所野遺跡がありますが、そばに民間がやっている風力発電所がありまして、立地のときに遺跡から羽根が1枚も見えないことという話を事業者にはさせていただきました。しかし、立地場所が一戸町の境を越えると我々は何も権限がないものですから、なかなかできなくなってくる。やはり県全体として、環境をどのように維持、保全していくか。やはり環境政策も含めて観光は成り立たなければならぬという思ひもしてましたので、景観条例の網がかかっていない場所は結構あるので、そういうところも含めて、岩手県としてはどのように観光の売りにして

いくのだ、それをどのように保全していくのだと、そういうことをしっかりと捉えていかなければならないのではないかと思います、どのようにお考えでしょうか。

○高橋観光・プロモーション室長 まず、県民に基本理念を理解していただき、そしてまた県、市町村、県民、観光に関係する団体、観光事業者が総参加で互いに協力連携して取り組むことの重要性を県民一人一人に認識していただく必要があると考えております。そのため、先ほど田中辰也委員からもお話がありました魅力ある観光地域づくりの中では事業者等の自発的参加や、受け入れ態勢の整備では来訪者へのおもてなしの実践、情報発信と誘客活動の中では、先ほどのお話にありました英語が話せないで引っ込み思案になるなどということではなくて、自発的な活動やそういったさまざまな地域における観光資源の、例えば県、市町村、NPO法人など関係団体と連携して、県民の協力が不可欠だということを、観光振興のための取り組みに協力するように努めるということを役割として盛り込んでいる内容でありますので、そういったところはまたさらに強調して、第4期の計画に盛り込んでいきたいと考えております。

そしてまた、岩手県の観光資源はさまざまありますけれども、先ほどの開発との関係があります。環境生活部の関係、あるいは県土整備部の関係もさまざまあると思いますが、そういった中でできる限り関係部局連携し、景観条例もありますし、さまざま取り組みの中で、一つ一つ観光の中でどのような役割を果たしていくべきか確認し合いながら、一体となって進めていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○田中辰也委員 いずれにしろ、この計画をしっかりと生かしていくためには、行政だけではなくて、住民参加が必然的に必要になってくると思っておりますので、市町村も含めてしっかりとそれぞれ役割分担をしながら、県民を巻き込む形の計画になるようにしっかりと組み立てていってほしいと思います。

通告はしなかったのですけれども、今旅行者がいろいろな形でふえてきて、県内もホテル業は結構盛んになっているけれども、旅館業の伸びがなかなか少ないと聞いております。やはり旅行体系が変わってきて、今までの団体旅行は当然減ってきておりますし、個人旅行で特に足腰が悪い人が畳の部屋というのはなかなか大変で、ベッドが欲しいという声も来ているので、そういうところをしっかりと変えていくことも必要なのではないかと思います。支援やPRをしながら、いろいろな人が使いやすいような業態に変えていく、そのためにやはりある程度の支援をしながら業者を育成していくことも必要ではないかという思いをしているところでありますが、その点含めてどのようにお考えでしょうか。

○高橋観光・プロモーション室長 ホテルあるいは旅館業について、先ほど旅館業の伸びが少ない、個人旅行で足腰が悪い方々もいらっしゃるということで、今国でそういった個人のお客様やインバウンドに向けた取り組みの中で、旅館、ホテルを改築する経費など大幅に見るような支援もしておりますので、そういった取り組みも情報提供しながら、そしてこれについては、例えば昨年来花巻市やDMOが一緒になってそういった地域をつくっていくという取り組みもしておりますので、やはりこれは一つの旅館、ホテルだけで考

えるのではなくて、地域一体となって取り組みをしていくという中で、こういったところについても取り組みを強化していきたいと考えております。

○田中辰也委員 トータルのやはり県民、市町村、地域を巻き込んだ形で、この計画がいい形でつくられるよう努力をしていってほしいと思います。

○白澤勉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 ほかになければ、これをもってこの際質疑を終わります。

次に、議案の審査を再開いたします。先ほど提出のありました資料について、執行部からの説明を求めます。

○金野特命参事兼地域産業課長 午前中の説明で誤りがありまして、申しわけありませんでした。

改めまして、配付資料に基づきまして説明させていただきます。初めに、審査の採点集計表であります。9月21日に開催されました審査会のプレゼン審査を踏まえた上での審査結果となっております。当日参加された審査員の点数を合計しまして、その平均点を出しております。平均点が右下にありますけれども、トータルで80点ということで、これを踏まえた上で審査会の中では各委員の評価でばらつきがないかといった観点から審査をした上で、適当だということで、岩手県ビル管理事業協同組合に決定したところであります。

それから、もう一枚配付させていただいている資料であります。こちらが岩手産業文化センターの指定管理料の債務負担行為の第1期からの金額を整理したものであります。第1期が平成18年になりますが、そこから基本的には、指定管理の期間ごとに指定管理料は増額しているところであります。年度途中でプラスになっているところは、基本的には消費税の増税に当たるタイミングでありまして、これに関しましては午前中に御説明させていただいたとおり、例えば新型コロナウイルス感染症や原油、電気料の高騰といった不測の事態については別途補正予算を組んで対応しておりますし、施設の改修、修繕に当たりましては別途予算化しているところであります。

○白澤勉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○神崎浩之委員 こうやって採点表を見せていただいていたよかったですと思っていて、集計表の2(4)⑨が8点に対して5点なのですが、具体的にどういうことなのか教えていただきたいです。

あわせて、3(4)⑥、⑦、職員の採用、確保の方策、研修も少し低いのですけれども、やはり心配しているのは、古い施設であり、正規職員がいないなどという話もあったので、そういうところが引っかかっている感じがするのですが、この項目について内容を教えてください。

○金野特命参事兼地域産業課長 初めに、2(4)施設の管理運営に係る経費の内容のところではありますが、審議の中で具体的に委員からこの部分に関しては指摘はありませんでし

た。

それから、3(4)職員の確保の関係であります。人件費の高騰を受けて、一般的な話として、どの指定管理者も人の確保が今難しくなっているといったところで、そういった対応がきちんとできているのだろうかという指摘がありまして、私どもからは指定管理料の積算に当たっては、直近の人件費が上昇しているといった状況を加味した上で人件費を積算しているといったお答えをしたところであります。

○**神崎浩之委員** 最初の質問の関係で、こういうのを見たら、あなた方でこれはどういうことなのかと踏み込んでいかなければならないのではないですか。ただ単に点数がこうだからこれですということではなくて、これは大きいことではないですか。お金の話だから、相手は恐らく皆さん方に対してもっと上げてくれなどと言えない立場ですので、この中身はどういうことだろうなどと、こちらから逆に踏み込んでやるべきだと思うのです。特にこれは点数が低いから、やはり気になって、もう少しこちらから踏み込んで金額は決まっていかなければならないと思うのです。

それから、1(2)④の利用者からのクレームの対応の仕組みですけれども、利用者からのクレームについて御紹介いただきたいということと、利用者からのクレームは委託者である県にきちんと届いているのか教えてください。

○**金野特命参事兼地域産業課長** 利用者からのクレームの関係であります。こちらに関しましては、指定管理者でアリーナを使ったイベントや会議棟を使った会議の申し込みを受けた都度、利用者に対してアンケートをお送りして、必要に応じて返ってくるという対応をとっております。その中で、特に県と調整が必要と思われるものに関しましては、私どもと指定管理者は、月1回アピオで事務局と打ち合わせをしており、その中で共有を図っております。

あと、具体的なクレームに関しましては、宗教団体といったところに貸し出していいのかなど、一般的な話になりますが、指定管理者でなかなか判断がつかないものに関しましては県に上がってきて、指定管理者と協議して、そのクレームについてお問い合わせ先にお答えするといった個別の対応をとっております。

○**神崎浩之委員** 先ほども言いましたけれども、私はユーザーなのですが、やはり届いていないのです。先ほどのインターネット環境のことなども言っていないので、結構いろいろあると思うのです。1者だからそういうこともないかもしれないけれども、どちらかという相手は弱い立場なので、これにかかわらず指定する側がきちんと要望を聞く仕組みをとっていただきたいと思います。指定管理者はやはりそういうことを遠慮しているから、こちらから根掘り葉掘り、何かないか、どうだと、できないこともいっぱいあるけれどもまず言ってくださいといった仕組みもぜひやっていただきたいと思います。人材不足も先ほど出ましたけれども、物価高騰も含めて結構厳しいと思います。正規職員がいなければ、ますます言いづらいところでないかと思います。

最後に、ほかの行政機関で岩手県ビル管理事業協同組合に指定管理を頼んでいるところ

はどういうところがあるか教えていただきたいです。

○**金野特命参事兼地域産業課長** 岩手県ビル管理事業協同組合の主な業務の受託実績は、アイーナ、マリオス、岩手県立大学、岩手県立病院等があります。内容といたしましては、清掃業務、警備、設備管理業務等となっております。

○**郷右近浩委員** 私も2(4)⑨で、物すごく気になったのですけれども、例えば指定管理料の額は、指定管理者を公募するときに、さまざまなものを勘案して県側から出した数字に対してということなのですか。それとも、あちらからこの金額でやりたいという提案をされて、それが適当な額かどうかということなのですか。

○**金野特命参事兼地域産業課長** 2(4)⑨の指定管理の額と申しますのが、郷右近浩委員御指摘のとおり、当初指定管理者を公募する時点で、県で一旦上限を決めて、それを提示した上で公募をかけるといった順番になっています。その上限の中で、それぞれの指定管理者がどの金額で受けるかプロポーザルしてもらう流れになっております。

○**郷右近浩委員** それに対して結局は1者しか入札しないし、恐らく一番上限である5,200万円という数字が出てきたという話なのでしょうけれども、今回4,500万円から5,200万円ということで、電気代、光熱水費関係などさまざまなものが値上がりしたということで、そこにみんな意を感じたということだったと思います。

3(4)も同じくだったのですけれども、職員数が十分かという部分ですけれども、先ほどの説明では今の社会情勢の中で人材不足という話でしたけれども、昔から指定管理については臨時職等を使って、例えば一人当たり年収200万円を割り込む形であったり、斉藤信議員の言葉を借りればワーキングプアを生み出しているといった形で、何とか指定管理を受けてきたのを私自身もずっと違和感を感じたりしていたのですけれども、やはりなるべく利益を出そうとしていくとどうしたってそのような形になる。正規職員にして、きちんとした待遇で雇用するといった考え方を入れるのであれば、もっと違う形になってくるのかと思います。

だから、先ほどの人員不足という話ではなくて、もともとそうした指定管理に対する雇用の仕方といった部分にやはり問題点があるのではないかと思います。そうした部分はどのように捉えられておられますでしょうか。

○**金野特命参事兼地域産業課長** 今回私どもから提案させていただいておりますアピオの指定管理に限らない、指定管理という制度そのものにも及んでくるかと思いますが、先ほども指定管理者と月1回打ち合わせをしている中で、やはり実態とすると指定管理者からは、人件費に限らず、物価高など今さまざまな背景もあります。やはり人の確保は難しいといった声は、現場レベルでは大変伺っているところであります。

この審査会の中でも、郷右近浩委員から御指摘いただいたことと同じような御指摘は頂戴しておりまして、私どもでも改善に向けて検討を進めていきたいと考えております。

○**郷右近浩委員** 臨時などそうした形の雇用だけではなくやるのであれば、例えば最初のプロポーザル公募の段階で、なるべくという言葉がいいのか、きちんとした専任の雇用

をつくれといった話なのか、何らかのことをしないと、いつまでたっても変わらないと思うのです。

またさらに、今回もいろいろな項目がありますけれども、やはり少しでもいいものにするといったときは競争などが無いと思います。しかもそのとおり、今回の指定管理料にしたって一番高いところに誰でも数字をつけてくるでしょうし、高いところは高いところで悪いとは思わないですし、逆に言うと、もう百万円あればもっとここまでやれますなどというものがあっても、私はいいような気もするのですけれども、よりよい形の活用と、そしてその運営をやってもらうという観点からすると、もう少し違う意識を働かせていただきながら進めるのも一つだと思います。

特に今回から5年間ということでもあるので、この部分についてはもう5年この話が出てこないのですけれども、ほかの施設についても皆さんが私だったらここまでやれるのではなどいろいろなことを考えられる環境をだんだんつくっていきける設計や提案を求めるといったことをやっていただきたいと思います。

特に1者入札の場合はできれば提案書などもあれば本当はうれしかったと思いますので、今度は準備をお願いいたします。

○白澤勉委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

ほかに何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。

商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第1号令和5年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第8款土木費、第11款災害復旧費第3項土木施設災害復旧費、第2条第2表繰越明許費中、第11款災害復旧費、第3条第3表債務負担行為補正中、追加中3、議案第19号県営住宅等の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて及び議案第20号県営特定公共賃貸住宅等の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、以上3件は関連があり

ますので、一括議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。

○**小原副部長兼県土整備企画室長** 議案第1号令和5年度岩手県一般会計補正予算（第4号）中、県土整備部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その1）の10ページをお開き願います。当部関係の補正予算は、給与費の補正、繰越明許費及び債務負担行為の3項目であります。

まず、給与費の補正についてですが、第1表歳入歳出補正予算のうち、歳出8款土木費は9,193万1,000円の増、11ページをお開き願ひまして11款災害復旧費、3項土木施設災害復旧費は630万1,000円の増、これら合わせて9,823万2,000円の増であります。これは、県人事委員会勧告を踏まえた一般職の給料月額等の改定等に伴い、所要額を増額しようとするものです。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。12ページをお開き願います。第2表繰越明許費中、11款災害復旧費、3項土木施設災害復旧費の河川等災害復旧事業の1事業1億5,000万円について、翌年度に繰り越して使用しようとするものです。これは、令和5年8月豪雨により被災した砂防設備の復旧工事について、接続する河川との計画調整や調査設計に不測の日数を要し、今後の入札発注において適正な日数を確保し、速やかに着手する必要があることから、今回の補正予算において定めようとするものです。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。13ページをお開き願います。第3表債務負担行為補正の追加中、当部関係は3、指定管理者による県営住宅等及び県営特定公共賃貸住宅等管理運営業務であり、これは当部関係の公の施設のうち県営住宅等及び県営特定公共賃貸住宅等について、指定管理者にその管理を委託するため期間及び限度額を設定しようとするものです。

なお、指定管理者を指定することに関し議決を求めることにつきましては、次に建築住宅課から御説明いたします。

以上で議案第1号、県土整備部関係についての説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○**高井参事兼建築住宅課総括課長** 議案（その2）の89ページをお開き願います。議案第19号県営住宅等の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて及び90ページの議案第20号県営特定公共賃貸住宅等の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについては、それぞれ関係がありますので、一括して御説明申し上げます。

なお、説明に当たりましては、資料、県営住宅等の指定管理者を指定することに関し議決を求めること及び県営特定公共賃貸住宅等の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてにより御説明させていただきます。

資料1ページをごらん願います。初めに、1、趣旨についてであります。県営住宅等及び県営特定公共賃貸住宅等の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

次に、2、指定管理者候補者の選定の経緯について御説明申し上げます。(1)、選定委員会の概要ですが、外部委員5名、庁内委員1名の計6名により県営住宅等指定管理者選定委員会を設置し、この委員会において申請資格や審査方法等を定めた募集要項を定め、申請のあった団体の審査を行ったものであります。

委員の構成は、ア、委員に記載のとおりであります。

2ページをごらん願います。イ、協議の概要についてですが、委員会を2回開催し、協議いただいたところであります。

次に、(2)、募集期間であります。申請の受け付けは令和5年9月13日から10月13日までとし、1カ月以上の周知期間を設定したところであります。

(3)、申請団体数及び審査実施団体数についてであります。1団体から申請があり、申請書類及びプレゼンテーションの内容について審査したものであります。

次に、(4)、審査結果についてですが、選定基準に基づき審査を行った結果、申請者が持つノウハウ等を生かした管理運営が期待できるとともに、これまでの県営住宅等及び県営特定公共賃貸住宅等の管理の実績について評価できることから、それぞれ指定管理者の候補者として適当であることが認められたものであります。

審査結果については、4ページに記載しているところであります。選定基準といたしまして、アで県営住宅等における県民の公平な利用の確保が図られるものであること、イで県営住宅等の設置の目的に合致して、目的を効果的、効率的に達成することができるもの、ウですけれども、管理を適正かつ確実に実施する能力を有しているかといった項目で審査いたしまして、配点全体で120点のところ100.3点という評価であったところであります。

お戻りいただきまして、次に3、指定する指定管理者についてであります。一般財団法人岩手県建築住宅センターを指定しようとするものであります。

3ページをごらん願います。選定の主な理由であります。公営住宅運営の実績、理解とも十分であり、全分野に関し準備しており、運営を委ねるに足る水準であること、また指定管理者の選定に当たり、今回新たな審査内容となった入居率の向上について、独自の考えをしっかりと訴えており、発注者のニーズに十分応えていくものと評価されることといった点が評価されたところであります。

最後に、4、指定期間であります。令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としようとするものであります。

ここで大変恐縮でありますけれども、もしお許しいただければ、追加で資料を配らせていただきたいと思っております。よろしくお取り計らいお願いいたします。

○白澤勉委員長 ただいま執行部から資料の配付の申し出がありましたので、これを許します。

〔資料配付〕

○高井参事兼建築住宅課総括課長 それでは、追加配付資料を御説明させていただきます。追加になりまして大変恐縮であります。

債務負担行為の金額の推移の資料であります。第4期と第5期、今回第5期となるのでありますが、比較いたしまして、第4期中に災害公営住宅に関する管理戸数が増加したといった事情もありましたが、そういうことも勘案した上で、近年の物価高騰、人件費の上昇等も勘案しまして、第4期は合計で44億7,500万円だったものが第5期は46億7,600万円と2億100万円の増となっているところであります。

以上で議案第19号及び議案第20号についての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○白澤勉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○郷右近浩委員 第5期の令和6年から令和10年なのですけれども、金額にばらつきがあるので、この点についてまず御説明いただければと思います。

○高井参事兼建築住宅課総括課長 第5期の金額の内訳について御質問いただきました。逡減する形になっておりますけれども、理屈上ということもありますが、事務費などは効率化が図られて逡減できると期待いたしましてそういう設定にしているところで、いずれ限度額の設定でありますので、今後いろいろと環境が変わればまたそのときは検討していくものであります。

○郷右近浩委員 今回指定を受ける指定管理者も、それでという形できちんと受けたのでしょうから、その理屈はお互いに理解し合った部分だと思います。

それで、今回の部分に限らずなのですが、採点結果もつけていただいておりますけれども、例えば指定管理料に見合った計画となっているかなど、これは実際問題として配点と採点結果の部分で、やはりどうしても数値が低いところが出てくるといったときに、今回のような1者でのプロポーザルといったときには、最後に契約など決める前に、採点結果で芳しい数字ではなかった部分に対して、ここの部分はもう少しきちんとしっかりやっただくようにといった注文などはつけて進めているものなのでしょうか。あくまでこれは審査するためだけの資料で、結局この採点になったというだけの話で終わるのか、それともやはりこういう部分にしっかりと意を用いてほしいといった採点結果から受けたそうした要望は側面からお話をしたりするものなのでしょうか。

○高井参事兼建築住宅課総括課長 指定管理者との日常的关系性ということかと思えますけれども、公営住宅、さまざまいろいろな問題が発生しまして、指定管理者とはすぐに相談しながら対応しているところで、今回新たな指定管理者の選定を行いましたけれども、応募倍率が少し下がっているところもありまして、PRなどももっと一生懸命やったほうがいいのではないかという問題意識を我々持ちまして、指定管理でも検討項目に入れてもらったものであります。そういうことに関しては、日々、常にいい方向に行くように相談しながら、今後続けていかなければならないということでやってきたところであります。

○白澤勉委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○神崎浩之委員 県土整備部で例えば道路を整備するといった場合に、用地の買収があるのですが、その後の登記についてどうなっているのかお伺いいたします。

調査測量、それから登記の状況、委託状況でありますけれども、まず測量法における業務とはどういうものなのかということと、それから土地家屋調査士法の業務が非常に似通っている部分もあったり、きちんと役割分担を整理してやらなければならないということもあるのでありまして、県の職員がやったり、コンサルがかかわってきたりということなのですが、そのあたりの測量法における業務と土地家屋調査士法の業務について、見解の整理をお願いしたいと思います。

○岩淵用地課長 まず、測量法の業務ということでありまして、他の法律の定めなど測量法以外の法律の定めがあるというか、一般的な土地の測量を除いての土地の測量についての業務と考えておりますし、土地家屋調査士法の業務に関しては、不動産の表示登記に関する登記についての測量等の調査、調査測量等と考えております。

○神崎浩之委員 そういうことで、そこで他の法律の特別の定めがある場合を除いてということもありますので、これも非常に重要な前振りだと思っております。

次に、用地測量についてお伺いしたいのですが、平成 17 年に改正がありまして、残地の登記についてもということもあるのですが、用地測量とはどういうものなのか、どういう範囲なのか教えていただきたいと思っております。

○岩淵用地課長 用地測量業務についてでありますけれども、公共事業で取得する用地のいわゆる買収する面積を測量するものでありますけれども、平成 17 年の法律改正によって、用地測量では買収する面積以外にも、その土地 1 筆の測量を行うことが義務づけられてありまして、現在の測量ではそのように測量しております。

○神崎浩之委員 それを、土木の関係の仕事は誰がやっているのかお伺いします。

○岩淵用地課長 県土整備部の用地測量であります。県が行います建設関連業務の入札参加資格において、補償コンサルタント業務として参加申請があった方が行っております。

○**神崎浩之委員** 土地家屋調査士法の業務の中に、登記については土地家屋調査士ときちんと明示されているのですが、岩手県とすれば県土整備部や農林水産部以外の総務部や教育委員会、医療局、警察本部は土地家屋調査士に委託して登記してもらっているということもあるのですけれども、実際、また広域振興局の土木部や農政部は一筆地測量や未登記業務は土地家屋調査士がやっているということもありますし、それから市町村では盛岡市や北上市、平泉町、きちんと資格がある方に結構どんどん委託して登記してもらおうということがありますが、そのあたりについて県土整備部はどうでしょうか。

○**岩渕用地課長** 県土整備部におきます土地家屋調査士の活用についてでありますけれども、県土整備部におきまして未登記土地の処理に係る地積測量の作成や、登記業務が主たる業務の場合につきましては土地家屋調査士に委託して実施しております。

○**神崎浩之委員** 登記にかかわる測量やそれからやはり筆界測量に関する業務は、入札の形態をとって、土地家屋調査士にきちんと頼んだらいいのではないかと考えております。

その上で、建設関連業務競争入札参加資格について、今その他の中で用地の関係でやってたりしているのですけれども、補償であったりなどということではなくて、きちんと区分の中に登記関係業務というのを加えたらいかがではないかということ、その中で資格区分に土地家屋調査士を加えて、きちんと整理してとっているのですが、その辺の今後の考え方についてお伺いしたいと思います。青森県はやっているようであります。

○**岩渕用地課長** まず、県土整備部では、職員が登記を実際行っているのですが、これにつきまして盛岡地方法務局の見解で、嘱託登記を行う職員がみずから不動産の表示に関する登記の嘱託に必要な土地の調査及び測量を行うことは、土地家屋調査士法に抵触するものではなく、地積測量図を作成した場合に当該職員が地積測量図作成者として署名押印することは差し支えないという見解をいただいているところであります。それらの見解を受けまして県土整備部では、用地測量につきましては建設関連業務の補償コンサルタントに発注しておりますけれども、実際の土地の筆界確認や土地の調査につきましては職員が直接行っておりますので、先ほどの盛岡地方法務局の見解に基づいて直接業務を行っているということでもあります。

あともう一点、登記業務について、入札参加資格に追加してはどうかというお尋ねでありますけれども、建設関連業務の申請業務についてであります。先ほど申し上げたとおり、登記については職員が直接行っているところでありまして、現時点では職員でも業務が可能となっていること、また入札参加の業務区分は国に準じて定めているため、県独自での対応は困難と考えておりまして、国等が行う建設関連業務区分の改正について国等が行う場合など、国土交通省の動向を注視してまいりたいと考えております。

○**神崎浩之委員** いずれ国に準じなくていいと思うのです。実際に業務を委託している部分もありますし、市町村でもどんどん進んでいるということでもあります。皆さん方も多忙だということでもありますので、法にのっとったきちんとした制度があるので、これを使うべきだと思うのですが、いずれ不動産の表示というのは、国民の財産、県民の財産であ

りますから正確なものでなければいけない。職員がやってもできるのですけれども、やはり現地で筆界をきちんと確認して、そして地積測量図も作って、登記をきちんとやっているということで、県民の財産を守らなければならないということでありまして、県土整備部はどうかわかりませんが、よく市町村でも聞く話なのですけれども、コンサルタントに測量させて、現地を確認しないまま行政の職員が判こをつけて出してやるという実態があるような話も聞いております。そういうのもあるし、それから後々トラブルになった場合、誰の責任かということにもなって、そういう場合には非常に大変でありますし、土地家屋調査士は自分の名前で作判こを押して、ずっと責任を負うということでもあります。それから、審査請求の代理もできるということになっていきますので、そういう観点から今後きちっとした制度の中で、県職員も困らないような仕組みでやっていったほうが皆さん方もいいのではないかと思いますけれども、何も国に準ずる必要はないと思いますが、加藤県土整備部長に見解を聞いて終わりたいと思います。

○加藤県土整備部長 ただいまの御指摘の件につきまして、特に外部委託等につきましては今神崎浩之委員からの御指摘もありましたが、業務の内容や今後の私どもの職員体制などもありますので、そういったものを考慮した上で検討を進めていきたいと思っております。

○軽石義則委員 一般質問等でも議論されておりますが、県の発注の仕方の現状について確認させていただきます。

業界団体から県に各種要望活動がされていると思っておりますけれども、具体的にどのような要望が今県にされて、それに対する対応、取り組み状況はどのようになっているのでしょうか。

○沖野建設技術振興課総括課長 建設関係団体からの要望状況についてであります。今年度開催いたしました県内 13 地区での地域懇談会、あるいは主要 3 団体との意見交換会におきまして、公共事業予算及び工事発注量の確保、あるいは入札制度や地域、等級などの発注バランスに関する事、資材価格高騰への対応など、多くの御要望、御意見を頂戴しているところであります。これらの意見につきましては、貴重な御意見と受けとめまして、今後の県の施策の参考とさせていただきます。

○軽石義則委員 参考にさせていただくということですから、当然これは施策として反映されていると思うのですが、現場の声をいろいろお聞きしますと、復興も大分落ち着いてきたので、なかなか今物価高騰を初め人手不足に対応していくために、非常に事業継続すら難しい企業も出始めているとお聞きしているのですが、その部分の認識はどうなのですか。

○沖野建設技術振興課総括課長 軽石義則委員御指摘のとおり、復興需要、復興事業がピークを過ぎて、現在東日本大震災津波前の状況に、公共事業予算、全体の予算が近づいている状況ということで、各地域からもやはり第一に公共事業予算の確保や工事発注量の確保といったことが第1目標として挙がっております。このため、県としては、やはり地域の建設業が健全にその地域で経営を継続していけるように、皆さん御承知のとおり、い

わて建設業振興中期プラン2023を今年度策定いたしまして、その内容に基づきまして建設業の振興施策の推進に努めているところであります。

○**軽石義則委員** いわて建設業振興中期プラン2023に沿って事業を進めていただいていることは承知しておりますけれども、先ほども各団体から要望されている項目の中に、せっかく皆さんが予算を一生懸命確保していただいても、その予算によって、いわゆる発注、受注にばらつきがあって、なかなか事業継続するにも難しい環境になってきているということです。これは、当然4広域振興局単位で企業数も違えば、予算の規模も違ってくるので、各地域で課題もあるとも聞いておりますが、その部分はどうなのですか。

○**沖野建設技術振興課総括課長** 県営建設工事につきましては、各地域に必要な予算を確保して、事業執行に努めているところであります。工事発注におきましては、まず県内企業への発注が第一の基本となります。加えまして、各地域の建設企業がより受注しやすい環境に配慮しまして、入札制度の改正等も含めてこれまで対応してきているところであります。

○**軽石義則委員** まさに入札制度のところがこれまでも議論されてきているところですし、業界団体からは今の入札制度では仕事の継続すら難しいというのは、要望、意見交換会でもかなり強く言われているのではないかと思います。

その入札、契約方式の現状をお聞きしますけれども、具体的にどのような入札方式を用いて、方式ごとにどういう割合で岩手県としてはやられているのかお聞きします。

○**沖野建設技術振興課総括課長** 県土整備部発注工事につきましては、まず設計金額3,000万円以上のものにつきましては原則として総合評価落札方式を採用しておりまして、価格と技術の総合点で評価するといった入札方式を採用しております。一方で、設計金額3,000万円未満の工事につきましては、工事の難易度等を踏まえまして、条件付一般競争入札または総合評価落札方式を選択しているところであります。

その具体的な中身につきましては、直近のデータでいいますと令和3年度であります、県営建設工事全体808件のうち総合評価落札方式は452件、パーセンテージは55.9%であります。令和4年度は、同じく790件のうち総合評価落札方式が469件、59.4%でありました。残る約4割については、価格競争の結果となっております。

○**軽石義則委員** 最初に地元優先というお話もありましたけれども、県内、県外の比率もわかるのでしょうか。

○**沖野建設技術振興課総括課長** 県内企業と県外企業の契約状況についてであります、件数ベースでいいますと、県内企業が95%以上になっております。金額ベースですと85%程度となっております。これは令和4年度の実績であります。

○**軽石義則委員** そういう実績を承知した上で今年度も進めておられると思うのですが、地元の点数もあるのは当然承知しているのですけれども、やはり技術点が高いところが比較的落札率が高い数字になっているのではないかと聞いていたのですが、私は以前から言っていますけれども、そうなるとなかなか新規参入や意欲を持って事業を継続しようと

しても、入り口から入れなければ実績が出せない。実績がなければ、点数がつけられない。点数がなければ、入札に行っても取れない。そういう流れになっていると私は聞いているのですが、その部分はどうお考えですか。

○**沖野建設技術振興課総括課長** 現在の総合評価落札方式の目的といたしましては、県営建設工事における品質の確保が一つ大きな目的となっております。このため、現在評価項目としております施工実績の要件につきましてはやはり非常に重要な項目と考えておりまして、県では過去 15 年間で県営建設工事以外の民間工事を対象とした実績を評価しているところでありまして、決して門戸は狭いということはないかと把握しております。

もう一方で、施工実績の中で県営建設工事の評価点という項目もあります。こちらにつきましても、建設業界等の意見を聞きながら、配点をかなり見直して、低く抑えて変更したところであります。

○**軽石義則委員** 答弁を聞くと、要望を聞いてしっかり対応していると答えていただいているのですが、私は現場の皆さんから聞くと、入札方式含めて要望したことをなかなか変えてくれない、そして今まさに事業量がどんどん減ってきている中で、事業そのものの継続もどうしようかというところまで出始めているというお話も聞いているのです。

成果品を高めることは当然必要なことですので、それはやはり事業として予算を持って最高のものをつくってもらい、仕事をしてもらいというのは当然理解していますが、災害が頻発している中で、いざ災害が発生したときに実際その仕事を担ってくれる事業者が地域にいなければ対応できないのです。県外から来てくれるかもしれませんが、時間がかかるので、地元で常日頃からそういう対応をしてくれる企業、事業者をしっかりと支援していかなければ、岩手県内でのいざというときの対応ができなくなってくる心配があるのですが、その部分はどうなのですか。

○**沖野建設技術振興課総括課長** 軽石義則委員が御指摘したことは、やはり県内全体の課題となっております。先ほど紹介したいわて建設業振興中期プラン2023にも課題としてしっかり明記させていただいているところであります。

そういった中で、総合評価落札方式の中でもそういった御意見を反映しまして、令和2年度に大幅に改正をいたしました。その中では、県内の地元企業が地域に根差して、そういった災害時でも対応できるようにという配慮から、地域精通度という項目でその配点を非常に高くしております。具体的に言いますと、技術提案の項目は 10 点満点ではありますけれども、先ほど軽石義則委員から御指摘いただいた過去の施工実績といったものは最高でも 2.2 点という内容になっております。一方で、地域に根差して災害対応をしている、草刈りや除雪の活動をしているといった業者であれば、最高で 3.5 点を取れる形になっておりまして、地元企業がより優遇されている、評価を高く受けられるといった内容にしております。

一方で、他管内に行って仕事を取りたいが、そういった地元優遇がネックとなってなかなか他管内の工事を取れないといった御意見も一方でいただいているところであります。

そういった意見も踏まえながら、よりよい制度となるよう適宜適切に対応してまいりたいと考えております。

○**軽石義則委員** 令和2年に大幅に見直したということでありますけれども、地域貢献度、確かに災害協定に基づく災害活動ありが0.6、協定ありだけだと0.3で、災害協定は大体やっていると思うのです。それに基づいた実績となれば、今おっしゃるとおり地域でそういう際には活動しているからだと言うけれども、その上にある実績の配点もかなり高いので、その部分で差がつくと地域貢献で幾ら埋めようとしても埋まらないという現実もあると私は聞いているのです。

これは、災害協定に基づく災害活動ですから、当然協力いただくことは皆さんも今までお願いしていると思うのですけれども、地域貢献というのはもう少し幅広く、例えばふるさと納税だったり、もっと言えば企業として県に税金を納めている企業がそれが一番の貢献ではないかと考えているところもあるのですが、そういう部分は実際加味されているのですか。

○**沖野建設技術振興課総括課長** 技術評価項目につきましては、15項目以上細かく設定しております。これらの項目につきましては、公共工事の品質確保の促進に関する法律に加えまして県が締結する契約に関する条例に基づいて、適切な項目を選定しております。軽石義則委員御承知のとおり、例えば、えるぼし認定企業や地球環境にやさしい事業所等の認定企業は高く評価する、あるいは資格取得に熱心な企業を加点評価するなど、さまざまそういった社会貢献的などころの評価項目として岩手県独自で取り入れているところがあります。

○**軽石義則委員** まさにそこが現場の皆さんが求めているところと乖離があつて、課題がそれぞれ認識が違うのかもしれないけれども、合っていけないと仕事を継続することはなかなかできないと聞いています。

岩手県は、特に東北6県の中でも総合評価落札方式の入札制度の比率が高過ぎて、他県ではいざとなったときに地元企業がしっかりその役割を果たしてもらえる入札方法を比率として高めているとも聞いているのですが、他県と比較して岩手県はどのようなのですか。

○**沖野建設技術振興課総括課長** 総合評価落札方式について、国が令和3年度に実施した調査結果がありまして、東北6県の平均では総合評価落札方式の発注割合は約53.4%となっておりまして、本県よりやや低いといった状況であります。各県とも総合評価落札方式の割合はおおむね変わらないところかと認識しております。

○**軽石義則委員** 岩手県が高過ぎるから、ほかの低いところと足して割れば低く出るのは数字の問題ではないかと思うのです。他県と比較したときに、このままで本当に業界を育成していけるのかどうかという部分をどう考えているのかをあわせてお聞きしたいと思います。

○**沖野建設技術振興課総括課長** 先ほどの東北6県の総合評価落札方式の割合であります。一番高いところでは86.3%、もう一つ紹介しますと72.2%と、岩手県よりもかな

り高いところが3県あるということで、本県は比較的中位にあるという調査結果になっております。

○**軽石義則委員** 中位にあるということは、岩手県は東北6県の中でもそういう意味ではかなり配慮した入札制度にしているのだというお話になりますけれども、現場の声を聞くとそうになっていないという話がありますし、条件付一般競争入札の割合もあると思うのですが、条件付一般競争入札の場合には岩手県はどのようなのですか。

○**沖野建設技術振興課総括課長** 条件付一般競争入札、いわゆる価格競争につきましては、令和4年度の結果では全体の約4割となっております。

○**軽石義則委員** 他県と比較してどのようなのですか。

○**沖野建設技術振興課総括課長** 他県の詳細なデータはありませんが、いずれ他県では条件付一般競争入札と総合評価落札方式に大きく二分されておりますので、例えば85%の自治体では残る15%が価格競争になっているという理解をいただければと思います。

○**軽石義則委員** 価格競争の話をする、事前公表の制度などいろいろ議論されていますので、そこはまた別の機会にやりますけれども、今聞くとところによると、仕事がない、なかなか入札にも行けない、実績をつくれな、でも従業員に給料を払わなければならない、資金繰りをどうするか、簡単に言えば経営者が銀行からお金を借りて、賃金を支払って、それがどんどんふえてきて、家族を養うには会社をなくしてみずからサラリーマンになって働く道を選ぶしかないというのが業界の中に出始めてきているというお話を聞いているのです。

そうならば、まさにいざとなったときに、その仕事をしてくれる事業者がいなくなる。まさにいわて建設業振興中期プラン2023にも担い手の育成とありますが、もっと言えば、若手が入ってこない、チャレンジできない、だったらチャレンジできる業界に行こうとなる流れが出てくると思うのです。それをぜひ、この仕事をして岩手県の中で貢献、役割を果たしていきたいという人材をしっかり確保していくような入札制度にしていくべきだと思うし、仕事の流れを県民の皆さんが実感できる形で進めてもらいたいと思うのですが、今見直しも視野に入れるという答弁もありましたが、いつごろ見直しそうとしているのか、加藤県土整備部長どうでしょうか。

○**加藤県土整備部長** 本日の御質問につきまして、まず県土整備部としましては、やはり地域の建設業は地域経済を下支えする重要な産業であるとともに、激甚化、頻発化します自然災害、家畜伝染病への対応、社会資本の整備や維持管理の担い手として欠かすことのできない存在と認識しておりまして、受注機会の確保などを通じ、経営力の強化を図ることは重要と考えているところでありますので、まず県内企業という点でいきますと、県営建設工事の発注に当たりましては県内企業への発注を基本としており、入札時に地域要件を設定して、地元企業への発注を優先するよう取り組んでいるところであります。

事業量に関して言いますと、事業としましては、やはり我々も県民の安全、安心な暮らしを守り、地域の産業振興を支えるために社会資本の整備は不可欠だと考えておりますの

で、公共事業予算をしっかりと安定的に確保していくことが必要だと思っていますので、国費を確保するためにも、先月国土交通省に対しましても、公共事業予算の安定的、持続的な確保とあわせまして防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策のさらなる推進などの提言、要望してきたところであります。

そういった中でしっかり事業量も確保しながら、県内企業に対して県内企業への発注を基本としつつ、そういった地域の企業という点でいきますと、先ほど沖野建設技術振興課総括課長から話もありましたが、県内13地区での地域懇談会や各団体とどういうことをするのがよいのかというのいろいろな意見交換しながら、適宜やれる中でいろいろ工夫はさせていただいているところであります。

今年度も一通りいろいろ御意見をいただきましたので、その中でどういうことができるかまず県土整備部内でも考えていきたいと思っています。いつまでにどうかというところは意見を聞いたばかりでありますので、しっかりとまた検討していきたいと思っております。

○軽石義則委員 時間をかければ、もう事業者がいなくなってしまう。それをまた再起させるのは不可能に近い状況になってきておりますので、言いなりになれと言っているのではなく、見直しすることも含めて、お互いにいい方法を選ぶ道をつくってほしいと思います。事業者も協力する部分は協力したいと言っていますので、ぜひ継続できる仕事にしてもらような入札制度を実感できるように打ち合わせをしていただきたいと思います。

○田中辰也委員 私からも、今軽石義則委員が質問された入札制度にも関連しましてお話をさせていただきたいと思います。

各地区で懇談会を開催されたということですが、二戸地区の懇談会においては、地域住民を守り、安全、安心を与えられるような建設業を維持できるような制度を考えていってもらわなければならない、災害時に地元業者が不在とならないよう入札制度の検討をお願いしたいという声が出ているということでもあります。

それで、総合評価落札方式について、この間の改正において地域の加点を高くしたという話なのですが、今質問にあったとおり、現場の声は全く逆の話が出ておまして、入札額も一生懸命努力して額が低く出ていても総合評点で逆転されて取れなかったということも実際にあったということで、ほかの地域に行けば、当然地域加点がないから不利になり取れないということです。いっぱいあってほかに取りられるのであればまだわかるけれども、物件数が少なく自分たちの腹も満足できないのに、どんどんほかにとっていかれるのはどういうことなのという声が高らかに出ているのです。

やはり制度というのはいいい点もあれば悪い点もあるので、そこは修正しながらしっかりとやっていかなければならないということだと思います。見直しは適時かけていくものと思っておりますし、意欲ある業者がしっかりと参入して、競争して事業をやっていく体制をつくっていかなければ、一部の業者だけ残って、その業者だけが満足できればいいという制度であれば、県全体、それぞれを支える防災のところでは何ともならないです。これか

ら除雪のシーズンにも入ってまいりますし、一番困るのは市町村です。県は、県内のどこから来て応援してくれる可能性はありますが、市町村はその地域の建設業者がいなくなってしまうえば、本当にどこにも頼むところがなくなってしまう。やはりしっかりと地域を支えてくれる建設業を生かしていかなければならない、そのためにしっかりとやっていかなければならないという思いをしていますので、県として今の総合評価落札方式について問題点あるのではないかという認識を持っておられるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○**沖野建設技術振興課総括課長** 総合評価落札方式についてであります。もちろん入札でありますので、適正な競争という部分はどうしても残ってしまうということでもありますので、その結果として、ある一定の業者が落札が多いといった結果がある可能性はあります。

問題意識というお尋ねでありましたが、当然私ども、現状が100点というのではなくて、やはり常に最適解を探して、業界団体の意見を聞きながら、建設業をめぐる環境の変化なども踏まえまして、今後も適時適切に見直しを進めていくことが大切だと認識しております。

○**田中辰也委員** いわて建設業振興中期プラン2023の施策体系として、重点事項として担い手の確保・育成、働き方改革の推進、生産性の向上の三つを挙げております。それに経営力の強化、自然災害等への体制の確保、この五つをしっかりとやるのだということです。その土台としては、建設投資額の確保が必然だと県としても挙げているのですから、やはりそこをしっかりと確保していただいて、地域で災害対応もでき、業務を続けていける体制をしっかりとやっていただきたいと思います。

今やはり建設工事費、公共事業費が東日本大震災津波前の金額に、要は通常分としてまだ戻り切っていないという思いがあります。加算分があるので、ある程度の事業量はありますが、物価高騰等もあるので、実際の事業量としてはそんなにふえている実感は多分ないと思っておりますし、東日本大震災津波分が減ったことによって県全体として事業量が大きく目減りしているということもあるので、そこに対してどのように対策をとっていくのかしっかりと考えていく必要があると思いますので、予算確保も含めてしっかり対応して行ってほしいと思うところであります。

例えば地域ごとで物件数に当然ばらつきがあるのですから、そのばらつきによって地域加点の配分を変えるといったこともあってしかるべきかという思いをしているのですが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○**沖野建設技術振興課総括課長** 配点や項目の御意見を賜りましたが、先ほどの軽石義則委員からの御指摘も踏まえて、さまざま貴重な御意見を日々頂戴しているところでありますので、それらも踏まえまして、次の改正に向けて、今後また検討してまいりたいと考えております。

○**田中辰也委員** これについては、結論がすぐ出るような話ではないですし、いろいろ

な御意見がありまして、立場も違えば、向きも違ってきますので、いろいろ難しい問題ではありますが、やはり県として建設業界をどのように育成して発展させていくのかという方針をしっかりと立てた上で、どのような業務発注をしなければならないかという結論を求めていく必要があると思いますので、鋭意検討を続けていってほしいと思うところであります。

もう一点ですが、やはり今人材確保が非常に難しくなってきました。その中で、高齢化も進んで、新たに建設業に従事する若者もなかなか確保しづらい状況があります。もう一つ、その中で、さまざまなメーカーの技術革新等があり機械化が進むなどいろいろなプレゼンテーションを受けているという話を聞いております。ただ、機械化をするに当たって、まだ使ったことのない機械など、それが何人分に該当するという実績が取れずなかなか採用できなくて後手後手に回っているというのは現場としてはあるというお声も聞いています。人材が確保できないのであれば、機械化してでも業務量をこなしていきたいというのは建設業者としては当然の話でありますし、県としてもしっかりと業務を推進していくためには、そういう機械化をしっかりと推進していくことも大事かと思っておりますので、業務量に対する把握、対価をどのように設定するかについても、ある程度柔軟に、仮にこれくらいでやってみようという話でやることも大事ではないかと思っているのですが、その対応について今どのように考えているのかお伺いします。

○**沖野建設技術振興課総括課長** 建設企業からの機械化の提案等についての対応ということであります。

県では、国が提唱します i-Construction の取り組みに呼応しまして、平成 29 年度から ICT 活用工事を導入しております。その中で、発注時にその対象工事でもなくとも、受注後に受注者から協議があれば、その対象にできるという運用をしているところです。

また、ICT 活用工事では、国が定める実施要領に準拠いたしまして、現在は土工や舗装工、のり面工など 15 の工種でこれを採用しておりますが、国の工種拡大に応じて現在も順次対応しているところであります。

一方で、要領を定められていない工種については、実施要領に基づく ICT 活用工事とはなりません。受注者から提案があった場合には、その効果あるいは費用、建設機械の仕様などを踏まえて受発注者間で協議して、可能な限り採用するよう対応していきたいと考えております。

○**田中辰也委員** やはりそういう柔軟な対応をしていただくことは、業者としても非常に助かると思いますし、県としてもしっかりと業務がこなせるということで、前に進んでいけるかと思っております。

機械メーカーも日々技術革新しております。いろいろな作業について省力化の提案をしてきておりますので、今まで対応できなかった仕事に対しても、さまざまな形で機械化ができるなどというのは技術革新が進めば出てくることでありますので、臨機応変に対応

しながら、その辺の対応を検討していただければありがたいと思ひまして、質問を終わらせていただきます。

○白澤勉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 なければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。

県土整備部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、企業局から第2期中期経営計画（素案）の策定について発言を求められておりますので、これを許します。

○伊藤経営総務室経営企画課長 企業局が策定を進めております第2期中期経営計画について素案を取りまとめましたので、御説明いたします。

お配りしております資料の1枚目、またはPDFファイルの1ページ目をごらんください。1、策定の趣旨についてですが、企業局では、いわて県民計画（2019～2028）を踏まえた長期的な取り組み方針として、令和2年度から10年間を取り組み期間とした長期経営方針を策定しており、そのアクションプランとして策定している4年間の第1期中期経営計画が今年度で終了することから、来年度を始期とする3年間の第2期中期経営計画の策定を行うものです。策定に当たっては、外部委員5名で構成される企業局経営評価委員会からの御意見をいただきながら作業を進めているところです。

次に、第2期中期経営計画の概要について御説明いたします。資料の2枚目、またはPDFファイルの2ページ目の資料1をごらんください。資料1のI、計画の位置づけと取組期間についてですが、長期経営方針の基本理念として、将来にわたり地球環境にやさしいクリーンな電力と良質な工業用水の安定供給を行うことにより、再生可能エネルギーの推進・拡大による低炭素社会の形成や地域産業の振興、雇用の確保に貢献し、地域社会の発展と県民福祉の向上に寄与していくことを掲げており、本計画は基本理念の実現に向けた令和6年度から令和8年度までのアクションプランとなります。

資料1のII、第1期中期経営計画の取組実績（主な成果）についてですが、電気事業については、築川ダムの直下に築川発電所を新設するとともに、稲庭高原風力発電所の再開発事業を完了させるなど、再生可能エネルギーの維持、拡大に向けた取り組みなどを進めてきたところです。

工業用水道事業については、北上中部工業団地の新たな水需要への対応として、新北上浄水場の建設に取り組んだほか、北上市の工業団地に供給している第一北上中部工業用水道事業と金ヶ崎町の工業団地に供給している第二北上中部工業用水道事業を統合し、事業運営の安定化を図ってきたところです。

組織力向上と地域貢献については、東北電力株式会社や久慈地域エネルギー株式会社といった電力供給先の小売電気事業者と連携した電気料金の割引や、CO₂フリー電気の地産地消に向けた取り組みを進めてきたところです。

資料1のIII、経営目標と取組内容（長期経営方針及び経営課題等を踏まえた主な取組）

についてですが、こちらは上段部分に記載した第1期中に生じた経営課題を踏まえて、中段部分の表の経営目標を設定し、下段部分に具体的な取り組みを記載しているものとなります。なお、本項目の経営目標及びIV、取組期間の収支計画の収支計画の数値につきましては、現時点で確定できないものがあり、現在調整中であります。

取り組み内容について御説明いたします。電気事業については、外部環境の変化を踏まえた修繕改良計画を見直しつつ、並行してドローンやAI、IoTなどを活用した保守管理の効率化及び高度化に向け、保守データ収集システムの導入などを進めていくほか、脱炭素社会の実現に貢献できるよう、新規水力発電所の開発に向けた調査や、既存水力発電所の再開発や増電に向けた取り組みの推進に加えて、変動する再生可能エネルギーを調整する電源の調査、検討を進めようとするものです。

工業用水道事業については、当面厳しい経営が見込まれているほか、景気や社会情勢などが不透明さを増しておりますが、良質な工業用水の安定供給を継続していくため、引き続き新北上浄水場の第二期工事に取り組みつつ、関連部局と連携し、将来の水需要の把握に努め、適正な施設規模を検討していくほか、修繕工事等に伴う給水停止の時間の縮減などに取り組むこととしております。

組織力向上と地域貢献については、令和5年3月に改定された第2次岩手県地球温暖化対策実行計画において掲げられた温室効果ガス排出量削減目標の達成に貢献するため、企業局事業の省エネ化や利用エネルギーの脱炭素化などを率先して検討していくほか、業務に必要な資格の取得支援や、AI、IoTなどの新たな技術のスキル修得を支援するなど、働き方改革と業務の効率化を能率的に進めていこうとするものです。また、電力供給を通じた地域貢献についても継続して進めようとするものです。

資料の1枚目、またはPDFファイルの1ページ目にお戻りください。2、今後のスケジュールについてですが、本日御説明した素案につきましては、この後パブリックコメントを実施する予定としております。収支計画などを含めた最終案につきましては、県議会2月定例会において改めて御説明の上、3月末に策定、公表する予定としております。以上で説明を終わります。

○白澤勉委員長 ただいまの報告に対して何かありませんか。

○郷右近浩委員 水素利活用推進プログラムといったものが明記されている部分で、これは企業局として、例えば水素を使ったものに対して今後何らかの考えがあるということなのか、それとも県としてのエネルギー活用の中で水素について何か考えていくということなのか、その点についてお知らせいただければと思います。

○伊藤経営総務室経営企画課長 水素利活用の取り組みについて、第2期中期経営計画の部分での御質問ということですが、企業局では環境生活部と連携し、水素利活用による再生可能エネルギー推進事業への財政支援のほか、水素利活用推進プロジェクトや岩手県水素ステーション等研究会への参加を通じて水素利活用の検討に取り組んでいるところとなっております。今後も水素利活用の技術動向を注視しつつ、関係部局と連携しながら、

検討会議への参加や財政支援などに取り組んでまいりたいと考えております。

○郷右近浩委員 水素関係ですと、どちらかというと環境生活部でやっているという認識を持っているのですけれども、企業局では財政支援などにも取り組みますというのは、例えば民間企業などが水素を活用した事業などをやっけていこうとするときに、企業局からも財政支援などしていくということによろしいのか。説明の中でその線引きがわからなかったもので、よろしくをお願いします。

○伊藤経営総務室経営企画課長 先ほどお答えしました水素利活用による再生可能エネルギー推進事業につきましては、環境生活部に対しまして平成 29 年度から事業の補助という形で支援しているものになります。民間企業については今検討している状況ではありませんが、今後環境生活部などと進めていく中で具体的な動きがありましたら、その都度個別に対応していきたいと考えております。

○白澤勉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 なければ、これをもって企業局からの報告を終わります。

企業局の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、1月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の現地調査を行いたいと思っております。調査項目につきましては、物流における2024問題への対応についてといたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細につきましては当職に御一任願います。

おって、継続調査と決定いたしました件につきましては、別途議長に対し閉会中の継続調査の申し出をすることといたしますので、御了承願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。